

第3次宇都宮市障がい者福祉プラン

～「障がいのある人もない人も

ともに暮らしやすい社会」の実現を目指して～

平成21年2月

宇 都 宮 市

「障がい」の「がい」という表記について

「障害」の「害」の字には、「わざわざ」「さまたげ」などの意味があり、「ひと」に対して用いることが好ましくないことから、本市では市民の目に触れる文章について、「害」の字の表記をひらがなに改めています。

このため、本計画につきましても、法令名や固有名詞を除き、「がい」の字を用いています。

はじめに

宇都宮市では、これまで国際障がい者年を契機として策定した、障がい者福祉に関する新長期行動計画の後に、2次にわたり障がい者福祉プランを策定し、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を目指し、さまざまな施策・事業に総合的かつ計画的に取り組んでまいりました。

第2次障がい者福祉プランでは、子ども発達センターの整備、障がい者福祉施設等の整備、ハード面のバリアフリー化などを重点事業に掲げ、施策・事業を推進してまいりましたが、ほぼそれらの目標は達成することができたと考えております。

障がい者を取り巻く環境は、措置制度から契約制度による支援費制度、そして平成18年度には障害者自立支援法による制度がスタートするなど、急激に変化しており、現在も障害者自立支援法による制度について見直しが行われております。

本市では、そのような中で、新たな制度に適切に対応し、障がい者のニーズを的確に捉えながら、障がい者が健康で生きがいを持ち、住みなれた地域で生活し、積極的に社会参加できる社会の実現を目指す、第3次障がい者福祉プランを策定いたしました。

今回の障がい者福祉プランの特徴として、特に緊急性・必要性の高い施策・事業をリーディングプロジェクトに位置付け、「障がい者の自立支援」をキーワードに、経済的自立を目指す就労支援の充実と、精神的な自立を目指す地域生活の支援の充実に積極的に取り組んでまいります。

終わりに、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました宇都宮市社会福祉審議会の委員の皆さま、障がい者団体・事業者の皆さま、並びに障がい者等の実態調査やパブリックコメントなどによりご意見をいただきました市民の皆さまに、心からお礼申し上げますとともに、今後とも障がい者福祉プランの推進に一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年2月

宇都宮市長 佐藤 栄 一



目次

第1章 計画の概要	6
1 計画策定の趣旨	6
2 計画の位置付け	7
3 計画期間	7
第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題	8
1 障がい者を取り巻く社会環境の変化	8
（1）総合	8
（2）福祉制度	8
（3）就労関係	8
（4）教育関係	8
（5）発達障がい関係	9
（6）生活環境関係	9
2 障がい者の動向	10
3 第2次障がい者福祉プランの現状と評価	13
（1）「障がい者の自立した生活を支援する」	13
（2）「保健・医療・福祉サービスを充実する」	14
（3）「療育・教育体制を充実する」	17
（4）「主体的なサービス利用を促進する」	19
（5）「障がい者の生活環境の整備を促進する」	21
4 課題の総括	23
（1）障がい者の自立した生活を支援する	23
（2）保健・医療・福祉サービスを充実する	23
（3）療育・教育体制を整備する	24
（4）主体的なサービス利用を促進する	24
（5）障がい者の生活環境の整備を推進する	24
第3章 基本的な考え方	26
1 計画の基本目標	26
2 リーディングプロジェクト	26
3 施策の体系	27
第4章 施策の方向と展開	29

施策目標 1	29
障がい者の自立した生活を支援する	29
基本施策 1 一般就労への支援の充実	30
基本施策 2 福祉的就労への支援の充実	30
基本施策 3 社会活動の促進	31
施策目標 2	33
障がい者の保健・医療・福祉サービスを充実する	33
基本施策 1 障がいの早期発見と原因となる疾病の予防・治療の充実	33
基本施策 2 障がい者福祉サービスの充実	34
基本施策 3 地域生活への移行の促進	35
施策目標 3	37
障がいのある子の療育・教育を充実する	37
基本施策 1 療育の充実	37
基本施策 2 教育の充実	39
施策目標 4	41
障がい者の適切なサービス利用を促進する	41
基本施策 1 サービスの質の向上	42
基本施策 2 障がい者の権利擁護の充実	43
基本施策 3 相談体制の充実	43
施策目標 5	45
障がい者の生活環境の整備を推進する	45
基本施策 1 こころのユニバーサルデザインの推進	46
基本施策 2 快適な生活環境整備の推進	46
基本施策 3 情報バリアフリーの推進	47
第 5 章 計画の推進体制	49
1 計画の公表	49
2 庁内推進体制	49

3	社会福祉審議会	49
4	計画の見直し	49
資	料	編
		50

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

宇都宮市では平成9年に平成18年度までの10年間を計画期間とする宇都宮市障がい者福祉プランを策定し、平成15年3月には新プランを策定し、障がい者が、健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で生活し、積極的に社会活動できる社会の実現を目指して、各種施策・事業を横断的・計画的に推進してきました。

そうした中、平成15年度には、ホームヘルプサービスなどの障がい福祉サービスにおいて、それまでの措置制度に変わり、自己決定・自己責任に基づく利用契約制度として障がい者支援費制度が開始されました。また、施設福祉から在宅福祉重視への転換もあり、これまで以上に、障がい者の人権に配慮しながら、一人ひとりが望む人生や暮らし方ができるよう、地域での生活を支援するための多様な施策が求められるようになりました。一方で支援費制度が開始されたことに伴い、増え続けるサービス利用の財源の確保が困難であることや、同制度の対象とならなかった精神障がい者のサービス供給体制が不十分であるなど、様々な課題が指摘されました。

これらの課題に対応するため、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障がいの種別に関係なく共通のサービスが提供される仕組みに生まれ変わり、従来の施設や事業の体系が再編され、サービス利用者・国・地方自治体の費用負担のルール化や、認定審査会を導入した支給決定の透明化・明確化の仕組みも整えられました。また、障がい者就労支援の強化や、サービス基盤の整備を進めるための市町村障がい福祉計画の策定が新たに義務付けられました。

このような状況を踏まえて、障がい者やその家族の福祉ニーズの多様化・複雑化や、障害者自立支援法の施行による制度の見直しなどの社会情勢に的確に対応し、障がい者施策の一層の充実を図る必要があることから、平成20年度で計画期間が終了する現行計画を見直し、第3次宇都宮市障がい者福祉プランを策定します。

2 計画の位置付け

宇都宮市障がい者福祉プランは、障害者基本法（第9条第3項）に基づく市町村障がい者計画として、宇都宮市の障がい福祉施策の基本的な方向を定めた計画です。

この計画は宇都宮市総合計画の個別計画で、宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画など関連する計画と整合性を図って策定したものです。

3 計画期間

本計画の期間は、平成21年度（2009年）から平成25年度（2013年）までの5年間とします。

第5次宇都宮市総合計画

第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画
(地域福祉計画)

第3次宇都宮市障がい者福祉 プラン[平成21~25年度]

- ・ 障害者基本法に規定する市町村障がい者計画
- ・ 障がい者のための施策に関する基本的な計画
- ・ 国の障害者基本計画及び栃木県障害者計画と整合性を持った計画

障がい者施策全般
にわたる基本的事
項を定めた計画

第2期宇都宮市障がい福祉サービ ス計画[平成21~23年度]

- ・ 障害者自立支援法に規定する市町村障がい福祉計画
- ・ 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画

障がい福祉サービスの
安定的な確保のため
の計画

第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題

1 障がい者を取り巻く社会環境の変化

(1) 総合

わが国の障がい者施策は、昭和56年の国際障がい者年を契機として、その推進が図られてきました。昭和58年に国際障がい者年を受けて国連障がい者の十年が宣言されたことを踏まえ、わが国最初の障がい者施策に関する長期計画が制定されました。平成14年には、平成15年度から24年度までの10年間を計画期間とする障がい者基本計画が、平成19年12月には、同基本計画に基づく後期5年間の重点施策実施5ヵ年計画が策定され、自立と共生の理念の下に共生社会の実現を目指す取組が進められています。

また、平成19年9月には国連の障害者の権利に関する条約に署名し、今後早期の締結を目指した対応が進められており、条約の目指す障がい者の権利実現に向け、国においてその検討が進められています。

(2) 福祉制度

平成15年度には、それまでの措置制度から自己決定・自己責任に基づく利用契約制度として障がい者支援費制度が開始されました。

そして、平成18年度には障害者自立支援法が施行され、昭和20年代に障がいごとに別々の制度で実施されていた障がい福祉サービスが一元化され、新たなサービス体系に再編されるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変わってきています。

(3) 就労関係

平成18年4月に障害者の雇用の促進に関する法律が改正され、それまでの身体障がい者・知的障がい者に加え、精神障がい者も企業や国・地方公共団体の障がい者雇用率に算定することとされ、合わせて精神障がい者に対する雇用対策が強化されました。

また、障害者自立支援法においても、就労支援を抜本的に強化するため、就労支援のためのサービスが再編され、雇用と福祉の連携強化が求められています。

(4) 教育関係

平成18年4月から新たに学習障がい（LD）や注意欠陥多動性障がい（ADHD）の児童生徒も通級による指導の対象に位置付けられました。平成18

年12月には教育基本法が全面的に改正され、障がいのある児童・生徒についても、その障がいの状況に応じ、十分な教育を受けられるよう、必要な支援を国や地方公共団体が講じなければならない旨が、教育の機会均等に関する規定に新たに明記されました。

平成19年4月には、これまでの盲・聾・養護学校の制度が特別支援学校の制度に転換され、障がいのある児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズに柔軟に対応し、適切な支援を行っていくことが求められています。

(5) 発達障がい関係

平成17年4月には発達障害者支援法が施行され、これまで既存の障がい者制度の枠組みの中では的確な支援が難しかった発達障がい者に対する就学前、学校、就労、地域における生活等、ライフステージを通した一貫した支援体制の整備が求められています。

(6) 生活環境関係

平成18年12月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）が施行され、公共交通機関、道路、建築物だけではなく、都市公園や路外駐車場を含め、障がい者等が日常生活において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進が図られることになりました。

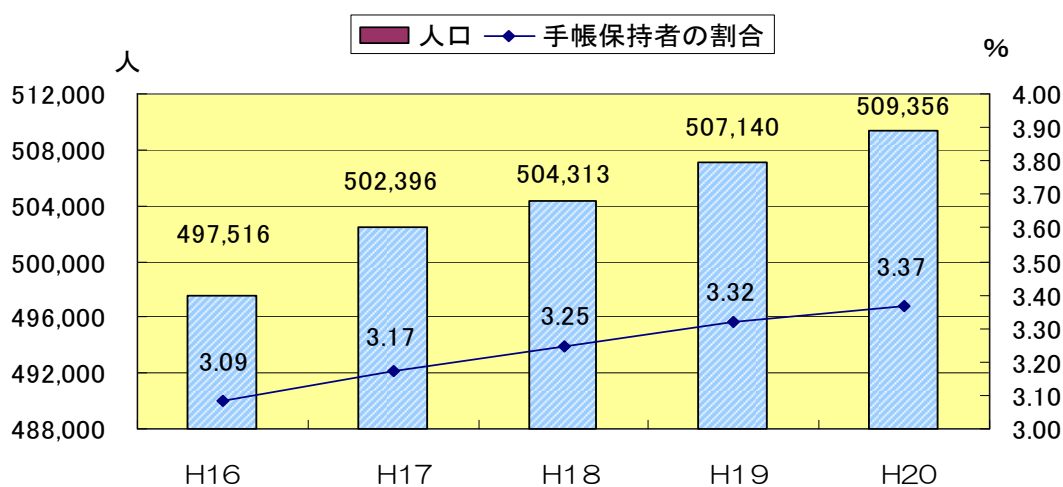
また、身体障害者補助犬法により、国、地方公共団体、公共交通事業者や不特定多数の人が利用する施設においては、身体障がい者が利用する場合には補助犬の同伴を拒んではならないとされ、さらに平成20年10月からは障がい者の雇用を義務付けられている事業所にそれを義務付けるなど、さまざまな側面から障がいのある人の社会参加に向けた環境づくりが求められています。

2 障がい者の動向

(1) 人口と障がい者手帳所持者の状況

平成16年から平成20年の人口の推移をみると、5年間で497,516人から509,356人に2.4%増加し、障がい者手帳所持者の割合も3.09%から3.37%と高くなっています。(合併前のデータは、旧上河内町・旧河内町分を加えたデータです。以下同じ)

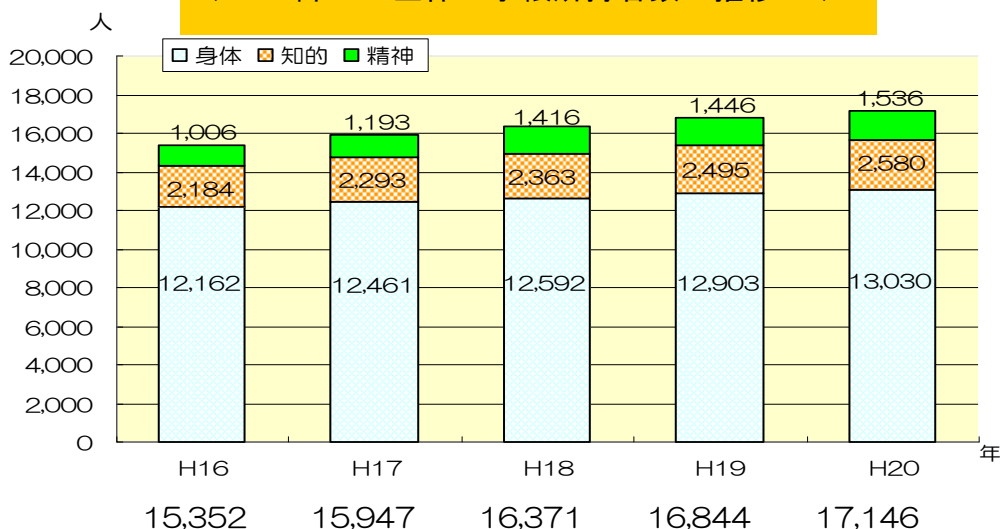
◆ 宇都宮市の人口と障がい者手帳所持者割合の推移 ◆



(2) 障がい者手帳所持者の状況

平成20年4月現在、障がい者手帳所持者数は17,146人(身体障がい者手帳：13,030人、療育手帳：2,580人、精神障がい者保健福祉手帳：1,536人)となっており、平成16年度から5か年の推移をみると年々増加しています。

◆ 三障がい全体の手帳所持者数の推移 ◆

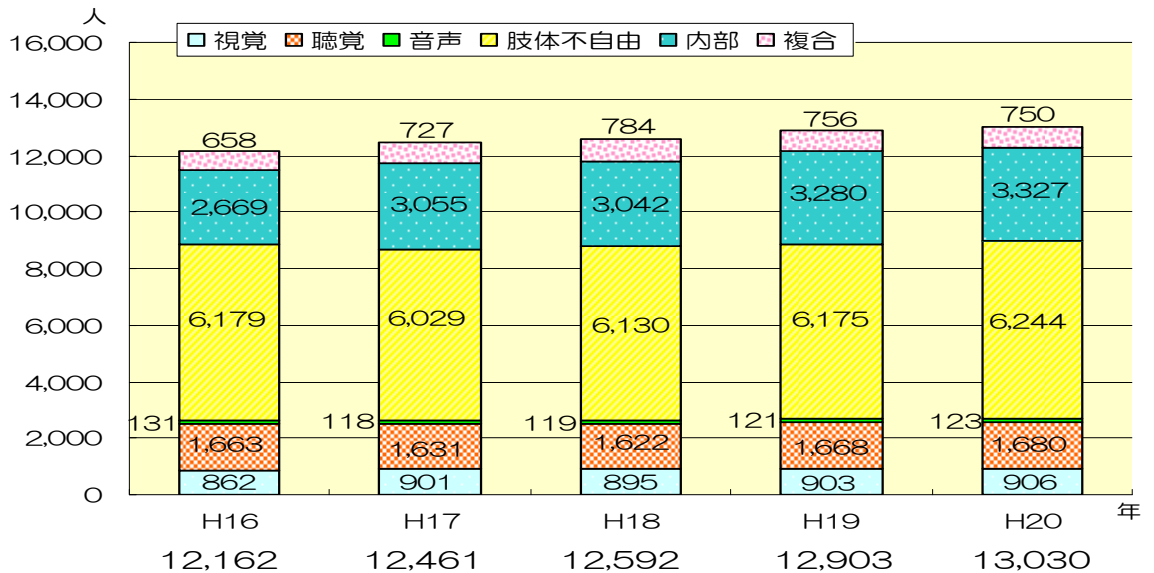


(3) 身体障がい者手帳所持者の状況

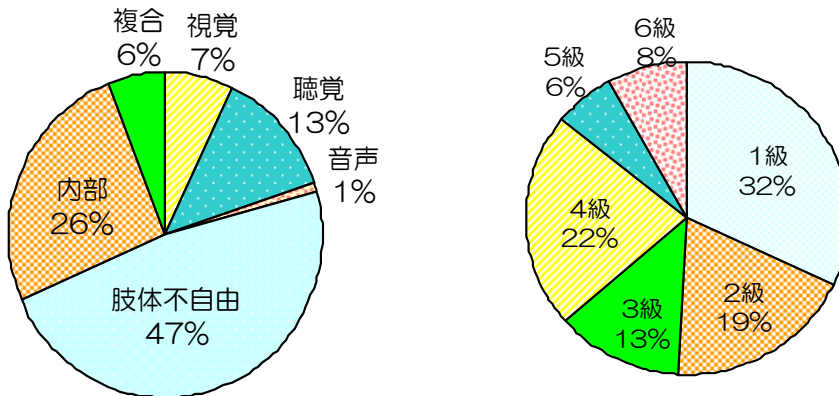
身体障がい者手帳所持者数は、平成20年4月現在で13,030人となっています。障がいの種類別にみると、「肢体不自由」(6,244人)が最も多く、次いで「内部障がい」(3,327人)となっており、これらの二障がいで全体の7割を占めています。

また、障がいの等級別にみると、重度の身体障がい者(1・2級)が全体の半数を占めています。

◆ 身体障がい者手帳所持者数の推移 (障がい種類別) ◆



◆ 身体障がい者手帳所持者の障がい種類別・等級別構成比 ◆

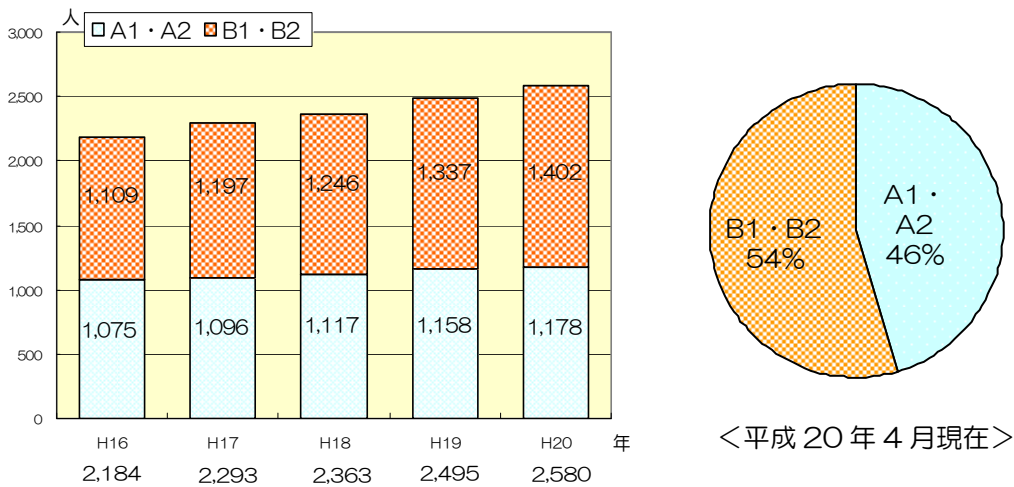


<平成20年4月現在>

(4) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、平成20年4月現在で2,580人となっており、障がいの判定別にみると、A1・A2が1,178人で46%、B1・B2が1,402人で54%となっています。平成16年度から5か年の推移をみると年々増加傾向にあり、特にB1・B2の伸び率が高くなっています。

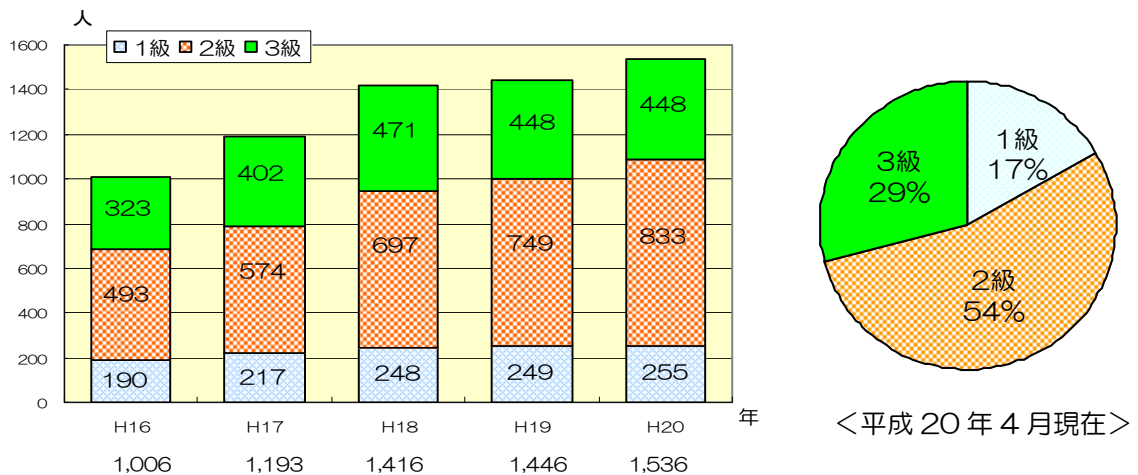
◆ 療育手帳所持者数の推移・判定別構成比 ◆



(5) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成20年4月現在で1,536人となっています。障がいの等級別にみると、2級(833人)が全体の半数54%を占めています。

◆ 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移・等級別構成比 ◆



3 第2次障がい者福祉プランの現状と評価

第2次障がい者福祉プラン策定時の平成15年から同プランの目標年である平成20年の間に、措置制度から支援費制度、そして現在の障害者自立支援法による制度へと二度の制度改正がありました。これにより策定時と評価時では障がい福祉サービスの制度や体系において、大きな変更があり、指標として設定しているサービス量や施設の定員数などの目標値と実績値をそのまま単純に比較できない部分もあることから、ここでは、策定時と評価時で類似するサービスや施設を比較し、実績を評価しています。

(1)「障がい者の自立した生活を支援する」

①主要事業の取組状況と評価

◇障がい者自立支援事業の促進

- ・就労を希望する障がい者に、就労コーディネーターが就労の相談やハローワークへの紹介等を行う事業で、登録者数は年々増加し就労相談の機能として一定の成果をあげてはいるものの目標値には達していない。
- ・就業実績については、年度によってばらつきがあり、これまで就労に結びついたのは、13人と目標値を下回っている。

指標名	平成13年度	平成19年度 目標値	平成19年度 実績	達成率
登録障がい者数	—	100人	54人	54.0%
登録者の延就業者数	—	50人	13人	26.0%

◇精神障がい者小規模共同作業所の充実

- ・施設整備については、障害者自立支援法により事業体系が大きく変わり、市町合併で施設数も増えたが、そのことを考慮してもおおむね目標値は上回っている。

指標名	平成13年度	平成19年度 目標値	平成19年度 実績	達成率
小規模共同作業所定員	54人	110人	549人 ※就労移行支援、就労継続支援B型、身体・知的障がい者授産施設、精神障がい者小規模授産施設、地域活動支援センターの定員合計	—
小規模授産施設定員	—	54人		—

***その他の就労支援の取組**

- ・障がい者店舗事業「おみせやさん」への助成
- ・廃食用油資源化モデル事業（BDF事業）への支援

②アンケート結果の評価

- 一般就労を希望している人の割合が高い
 - ・精神障がい者は現在一般就労に就いている割合が最も低いですが、今後の希望としては、71.8%が会社員・職員・パートなどの一般就労を希望している。また、「仕事の相談や斡旋の場の確保、充実」などを希望する人も15.6%と多く、一般就労への支援の充実が必要である。
- 知的障がい者は、授産施設や作業所などで働くことを希望している
 - ・知的障がい者は、授産施設や作業所などの福祉的就労が37.4%と多いが、今後の希望では51.8%の人が授産施設や作業所を希望しており、障がい者福祉施策に対し望むことでも、「福祉的就労、活動の場の確保（17.6%）」が多く、福祉的就労への支援を強化していく必要がある。

③障がい者団体、障がい福祉サービス事業者等の意見

- ・ハローワーク・労働局等との連携や、企業への障がい者雇用へのPRを行って欲しい。
- ・ジョブコーチできる人材を育成し派遣する体制を整備して欲しい。
- ・就業・生活支援センターを設置して欲しい。
- ・発達障がい者は就職時の支援とその後の継続的な就労支援があれば、一般就労できる。
- ・福祉的就労の賃金アップへの支援をして欲しい。
- ・移動支援事業については、利用範囲の拡大やグループ利用ができるような制度が欲しい。
- ・一般就労が困難な障がい者のための就労継続支援B型を実施しているが、視覚障がい者ができる仕事の確保が難しい。

(2)「保健・医療・福祉サービスを充実する」

①主要事業の取組状況と評価

◇心身障がい児療育対策事業の充実

- ・二次健診については、子ども発達センターで、乳幼児発達健診として実施しており、目標値に達していないものの、健診が必要な乳幼児は待機することなく受診できている。
- ・親子教室については、平成19年度の子ども発達センターの開所に伴い「幼

見ことばの相談室」と統合し、乳幼児発達相談事業（カンガルー教室）として専門職等による個別指導やグループ指導を実施しているため、実績数は大幅に伸びている。

指標名	平成13年度	平成19年度 目標値	平成19年度 実績	達成率
二次健診実施回数	18回	36回	20回 ※子ども発達センターで乳幼児発達健診事業として実施	55.6%
親子教室実施回数	36回	240回	幼児ことばの相談室と統合し、子ども発達センターでカンガルー教室として実施 ※カンガルー教室の実績としては4,550回	—

◇精神障がい者居宅支援事業の充実

- ・在宅福祉サービスについては、障害者自立支援法により三障がい統合され、事業体系が大きく変わったが、そのことを考慮しても目標値は上回っている。

指標名	平成13年度	平成19年度 目標値	平成19年度 実績	達成率
ホームヘルパー 利用者数	7人	20人	244人 ※三障がい合計	—
ホームヘルパー 利用時間数	214 時間	2,000 時間	8,332 時間 ※三障がい合計	—
ショートステイ床数	5床	5床	72人/月 462回/月	—
ショートステイ 利用者数	3人	15人	※三障がい合計	—
グループホーム定員数	42人	70人	280人 ※三障がい合計	—

◇入所・通所施設の整備促進

- ・施設整備については、平成16年度までには法定施設の整備はほぼ目標値を達成した。その後、障害者自立支援法により事業体系が大きく変わり、市町合併で施設数も増えたが、そのことを考慮してもおおむね目標値は上回っている。

指標名	平成13年度	平成19年度 目標値	平成19年度 実績	達成率
知的障がい者 入所更生施設	140人	200人	557人 ※生活介護，自立訓練 (機能訓練，生活訓練) 施設入所支援，身体障 がい者療護施設，知的 障がい者更生施設の定 員の合計	—
知的障がい者 通所更生施設	30人	60人		—
身体障がい者授産施設	40人	70人	549人 ※就労移行支援，就労 継続支援B型，身体・ 知的障がい者授産施 設，精神障がい者小規 模授産施設，地域活動 支援センターの定員の合計	—
知的障がい者授産施設	145人	205人		—
知的障がい者 グループホーム	29人	73人	280人 ※三障がい合計	—
身体障がい者 福祉ホーム	—	10人	10人	100%

*障害者自立支援法に対応した本市独自の取組

- ・福祉サービス利用料と地域生活支援事業利用料の合算上限額の助成
- ・自立支援医療（精神通院医療）の自己負担の助成
- ・補装具の自己負担の助成
- ・地域活動支援センター（作業型）の運営費の100%保障

*重症障がい児者への新たな取組

- ・日中一時支援事業（重症障がい児者医療的ケア支援事業）の実施

②アンケート結果の評価

○在宅福祉サービスの充実が求められている

- ・身体障がい者は、食事や家の中の移動については、「ひとりでできる」または「補装具等を使いひとりでできる」人の割合が高いが、外出時の移動や家事については、「全面的に介助が必要」な人の割合が高くなる。福祉施策に対し望むことでも「ホームヘルプ等の在宅福祉サービスの充実」を望む人の割合が高くなっている。

- ・知的障がい者は、食事や外出時の移動で「ひとりではできるが見守りが必要」とする人の割合が高い。家事についても全面的に介助が必要な人の割合が高い。
- 知的障がい者は、将来ケアホーム・グループホームで生活することを望んでいる。
- ・身体障がい者は、現在そのまま自宅で家族や一人で暮らすことを望んでいるが、知的障がい者は、ケアホームやグループホームで現在生活している人は 3.7%で、将来希望する人は18.1%と、地域で一定の援助や介護を受けながら生活することを希望している人も多い。
- ・また、障がい者福祉施策に対し望むこととしても、知的障がい者は「ケアホーム・グループホームの充実や障がい者が暮らしやすい住宅の整備(17.7%)」が多く、ケアホーム・グループホームの充実が必要である。
- ・精神障がい者は、将来、自宅で一人暮らしを希望する傾向にある。

③障がい者団体、障がい福祉サービス事業者等の意見

- ・重度心身障がい者医療費助成を現物給付にして欲しい。
- ・障害者自立支援法により、精神障がい者もヘルパーが使えるようになったが、精神障がいを理解しているヘルパーは少ない。
- ・事業者も発達障がいの特性を理解して欲しい。
- ・障がい者が地域で生活するためには、近隣住民との相互理解が必要であり、自治会、民生委員、相談員等の活用、育成、活性化が必要である。
- ・地域活動支援センターの人員配置の見直しや、老朽施設の対応、家賃補助などの支援をして欲しい。
- ・家事援助の報酬が低く、介護保険事業の単価にあわせて欲しい。(国の定める報酬に関する意見多数)

(3)「療育・教育体制を充実する」

①主要事業の取組状況と評価

◇障がい児の療育の拠点の整備

- ・平成19年度に子ども発達センターが開所し、障がい児の療育の拠点として障がいの早期発見から療育まで一貫した支援を実施し、目標を達成している。

指標名	平成13年度	平成19年度 目標値	平成19年度 実績	達成率
整備箇所数	—	1箇所	1箇所	100.0%

実施事業名	平成19年度実績
子ども発達相談室事業	相談延件数 863 件, 研修会開催数 3 回
専門相談事業	相談回数 406 回
乳幼児発達健診事業 *旧二次健診	20 回実施 延受診児数 196 人
5 歳児発達相談事業	相談会開催数 20 回, 相談件数 71 件 研修会参加者数 293 人
障がい児通園施設 若葉園・かすが園	児童数 61 人 (定員 80 人)
カンガルー教室 (乳幼児発達相談事業) *親子教室と幼児ことばの相談室を再編	延利用児数 3,410 人 延指導回数 4,550 回
障がい児療育事業	実施回数 460 回
障がい児診療検査事業	受診人数 21 人
訪問相談事業	訪問回数 49 回 132 人
交流事業	実施回数 56 回

* 発達障がい児への支援

- ・発達障がい児への支援については、子ども発達センターを中心に早期発見から早期療育まで一貫した支援をしている。

* 障がい児に係る関係機関等との連携強化

- 関係機関との情報の共有のためのサポートブック「かがやき」や連携強化のための組織作りへの取組が進められている。

* 障がい児への教育の充実

- ・平成19年度に策定された宇都宮市特別支援教育基本計画に基づき、計画的に障がいのある子への教育に取り組んでいる。

②アンケート結果の評価

○子ども発達センターの認知度は高い

- ・子ども発達センターは、平成19年4月の開所から間もないが、障がい児のうち「利用したことがある (23.6%)」、「知っているが、利用したことはない (55.8%)」と79.4%が、施設について知っており認知度は高い。

○保護者の肉体的・精神的疲労が大きい

- ・障がい児の保護者は「精神的疲労(63.8%)」、「肉体的疲労(43.2%)」、「自分の時間が持てない(35.5%)」と精神的・肉体的ストレスを抱えており、介助者へ支援が必要である。

③障がい者団体、障がい福祉サービス事業者等の意見

- ・日中一時支援（放課後支援型）事業について、小学生だけではなく、中高生も利用できるように対象者の拡大をして欲しい。
- ・まだまだ、軽度と言われている発達障がいについて、正しい理解がなされていない。困難がないように見える子どもたちでも、色々な困難さを持っている。学校や社会の理解や支援で、自分たちの得意分野で、いきいきと暮らしていけるよう働きかけて欲しい。

(4)「主体的なサービス利用を促進する」

① 主要事業の取組状況と評価

◇ボランティアセンター等の支援・充実

- ・登録団体は、毎年増加しており順調に推移しているが、登録個人数は、目標値を下回っている。

指標名	平成13年度	平成19年度 目標値	平成19年度 実績	達成率
登録団体数	215団体	330団体	652団体	197.6%
登録個人数	300人	600人	301人	51.2%

◇相談体制・ケアマネジメント機能の充実

- ・宇都宮市では「障がい児（者）地域療育等支援事業」、「市町村障がい者生活支援事業」及び、「知的障がい者生活支援事業」の3事業を統合し、「障がい者生活支援センター」として事業を実施してきた。平成19年度からは、障害者自立支援法により精神障がい者地域生活支援センターも統合し、さらに、子ども発達センターにも1箇所新設し、現在は、「障がい者生活支援センター」として市内7箇所で事業を行っている。

指 標 名	平成13年度	平成19年度 目 標 値	平成19年度 実 績	達 成 率
障がい児（者） 地域療育等支援事業	—	2箇所	7箇所設置 (障がい者生活 支援センター として統合し て実施してい る)	116.7%
宇都宮市障がい者 生活支援事業	—	2箇所		
知的障がい者 生活支援事業	1箇所	2箇所		

- ・精神保健相談・訪問指導事業は、ニーズの増加や相談内容の複雑化に対応するために、平成16年度から精神保健福祉士による相談回数を増加するなど
の対応をとっており、相談件数は増加しているものの、目標は下回っている。

指 標 名	平成13年度	平成19年度 目 標 値	平成19年度 実 績	達 成 率
精神保健相談・ 訪問指導事業	605人	900人	667人	74.1%

＊障がい者の相談支援や権利擁護等を推進する取組

- ・宇都宮市障がい者自立支援協議会に相談支援部会等を設置し、相談支援体制の評価・
検証など、障がい者の地域での生活を支える取組を進めている。

② アンケート結果の評価

○相談体制の機能強化が求められている

- ・困った時の相談先は、「家族・親族（78.1%）」がもっとも多く、「障
がい者相談員（3.1%）」や「障がい者生活支援センター（2.6%）」
への相談は少ない状況にある。
- ・また、福祉や相談に関する相談機能に対する希望では「どんな時にどこに
相談したらよいのかわかるようにしてほしい」（56.2%）、「1箇所で
いろいろな問題について相談できるようにしてほしい」（45.3%）、「情
報提供だけではなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」（38.
0%）となっており、相談体制の機能強化や周知等が課題となっている。

○成年後見制度や障がい者生活支援センターの認知度が低い

- ・成年後見制度については「知らない（62.9）」、障がい者生活支援セ

ンターについては、「全く知らない（４９．０％）」、「名前は知っているが、どういうところか知らない（２６．０％）」と、認知度が低いことから、制度を十分に理解してもらい、必要となった時にスムーズに利用ができるようPRを行う必要がある。

③ 障がい者団体、障がい福祉サービス事業者等の意見

- ・職員の資質向上のための研修に参加したくても人手不足で参加できない。
- ・障がい者を理解できる人材が不足している。
- ・知的障がい者の人生に対応できる長期間の後見が必要であり、法人後見人を支援する「後見センター」等を設置して欲しい。
- ・障がい者相談員の位置付け・役割を明確にし、資質向上のための研修機会を設けて欲しい。
- ・発達障がい者に不利益な契約、詐欺等から身を守るために、成年後見人が必要である。
- ・発達障がい者が就労や生活などについて相談できる場所がないので整備して欲しい。
- ・介護保険事業のように、障がい者の生活をコーディネートしてくれるコーディネーターが欲しい。

(5) 「障がい者の生活環境の整備を促進する」

① 主要事業の取組状況と評価

◇公共施設等のバリアフリーの推進

- ・平成19年度に策定された第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画に基づき、公共施設等、ハード面からバリアフリー化に取り組んでいるが、今後さらに、こころのバリアフリーや情報バリアフリーについて取り組んでいく必要がある。

指 標 名	平成13年度	平成19年度目 標 値	平成19年度 実 績	達 成 率
段差解消箇所数	460箇所	1,700箇所	1,984箇所	116.7%
点字ブロック敷設 距離数	28.58km	37.00km	39.71km	107.3%
バリアフリー公園数	43箇所	200箇所	211箇所	105.5%
エレベーター設置 学校数	5校	14校	15校	107.1%

②アンケート結果の評価

○今後も計画的なハード面のバリアフリー化が必要

- ・障がい者福祉施策に対する要望では、身体障がい者は、「歩道や移動手段、建物などのバリアフリー施策の充実（36.7%）」を望む人が多く、現在、計画的にバリアフリー化を進めているが、今後も引き続き、推進していく必要がある。

③障がい者団体、障がい福祉サービス事業者等の意見

- ・視覚障がい者は自分で自動車等を運転することができないので、公共交通を充実して欲しい。
- ・高齢者や障がい者が電動車いすで円滑に移動ができるよう、段差のない幅の広い歩道を整備して欲しい。
- ・点字ブロックの上に障害物を置かない、困っていたら声をかけるなど、さりげない思いやりの教育をして欲しい。
- ・福祉教育を充実して欲しい。
- ・発達障がい者は、一見して障がい者とわからないことから周囲から理解されにくく、家族も不安の中で生活していることから、発達障がい理解のための働きかけをして欲しい。
- ・「障がいを知る」ことから理解も深まり、共に過ごす中で誤解や偏見はなくなると感じていることから、相互理解のための取組を進めて欲しい。

《障がい者団体、障がい福祉サービス事業者等の意見等聴取の実施概要》

- ・対 象：当事者団体等14団体、市内に登録がある69事業者
- ・実 施 時 期：平成20年7～8月
- ・実 施 方 法 等：計画や施策に対する意見を文書により求めた。

4 課題の総括

(1) 障がい者の自立した生活を支援する

○就労支援の充実

- ・障がい者自立支援事業として、就労相談、店舗事業等を実施してきましたが、障害者自立支援法の施行により、一般就労への移行が強く求められています。
- ・国において「成長力底上げ戦略」がまとめられ、障がい者の就労による自立や生活の質の向上の推進が謳われている。県においても「工賃倍増5か年計画」を策定するなど、障がい者の就労支援が喫緊の課題となっています。

⇒ 一般就労への移行の支援
福祉的就労の工賃を増加させるための取組

○社会参加の促進

- ・移動が困難な障がい者へ外出のための支援を充実し、地域における自立した生活や、社会参加を促す必要があります。

⇒ 社会参加を支援するための事業の充実

(2) 保健・医療・福祉サービスを充実する

○地域生活への移行の促進

- ・障がい者は自宅やグループホームなど、地域での生活を望んでおり、障害者自立支援法でも地域への移行がキーワードとなっています。

⇒ グループホーム・ケアホームの設置の促進
地域での生活を実現するための支援

○福祉サービスの充実

- ・障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスや市町村事業である地域生活支援事業に着実に取り組んでいます。
- ・市独自の障がい福祉サービスと地域生活支援事業の合算上限額の助成制度により、障がい者の経済的負担を軽減し、適切なサービスが受けられるよう取り組んでいます。

⇒ 障がい福祉サービスの充実
地域生活支援事業の充実

(3) 療育・教育体制を整備する

○療育体制の充実

- ・子ども発達センターの開所により、障がいのある子やその疑いのある子に対し、保健・福祉分野の総合的な支援体制が整い、今後は関係機関との連携を強化しながら事業の充実を図っていく必要があります。

⇒ 障がい児者等の早期発見、早期療育の充実
関係部署や関係機関等との連携強化

○日中一時支援事業の充実

- ・日中一時支援事業（放課後支援型）は、実施場所の拡大等が着実に進められていますが、対象者の拡大の要望もあります。

⇒ 日中一時支援事業の充実

(4) 主体的なサービス利用を促進する

○障がい者の相談体制の充実

- ・市内7箇所の障がい者生活支援センターで、障がい者やその介護者等からの相談に応じて、各種の社会福祉資源に結び付けてきました。
- ・障害者自立支援法により、精神障がい者も対象になったことや、合併により市域が拡大されたことに伴うセンターの設置地域のバランスなどを勘案しながら今後のセンターのあり方について検討する必要があります。
- ・成年後見制度のあり方については、宇都宮市障がい者自立支援協議会で、成年後見制度のより良い利用支援について検討を進めています。

⇒ 障がい者の相談支援の充実
成年後見制度の周知強化・利用支援の充実

(5) 障がい者の生活環境の整備を推進する

○公共施設のバリアフリー化

- ・今後も第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画に基づき、公共施設等のハード面からのバリアフリー化に計画的に取り組んでいく必要があります。

⇒ 市民生活に直結する身近な施設のバリアフリー化

○こころのバリアフリーの推進

- ・障がい者週間での啓発活動や、第2次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画に掲げる「ユニバーサルデザイン推進プロジェクト」

により，こころのバリアフリーに取り組んでいく必要があります。

⇒ 障がい者の理解と交流の促進

発達障がいについての理解の促進

○情報バリアフリーの推進

・視覚障がい者や聴覚障がい者に配慮した情報提供が求められています。

⇒ 障がい特性に合わせた情報の提供

第3章 基本的な考え方

1 計画の基本目標

障がい者が健康で生きがいを持ち、住みなれた地域で生活し、積極的に社会参加できる社会の実現

2 リーディングプロジェクト

リーディングプロジェクトは、第3次宇都宮市障がい者福祉プランの中でも特に緊急性・必要性の高い施策・事業を位置付け、計画期間の5年間に重点的に取り組んでいくものです。

リーディングプロジェクト

障がい者の自立支援プロジェクト

～障がい者が地域で自立し安心して暮らせるまち うつのみや～

◇就労支援の充実

障がい者の生活能力・自立能力を高めるために就労支援の充実に取り組みます **(経済的自立)**

- * 障がい者就労支援センターの設置の検討
- * 宇都宮版工賃倍増事業(授産品創造・開発プロジェクト「U」)
(授産活動支援事業)

◇地域生活支援の充実

障がい者が地域で安心して自立した生活を送るための支援の充実に取り組みます **(精神的自立)**

- * 総合的な相談支援体制の整備
- * グループホーム・ケアホームの設置促進

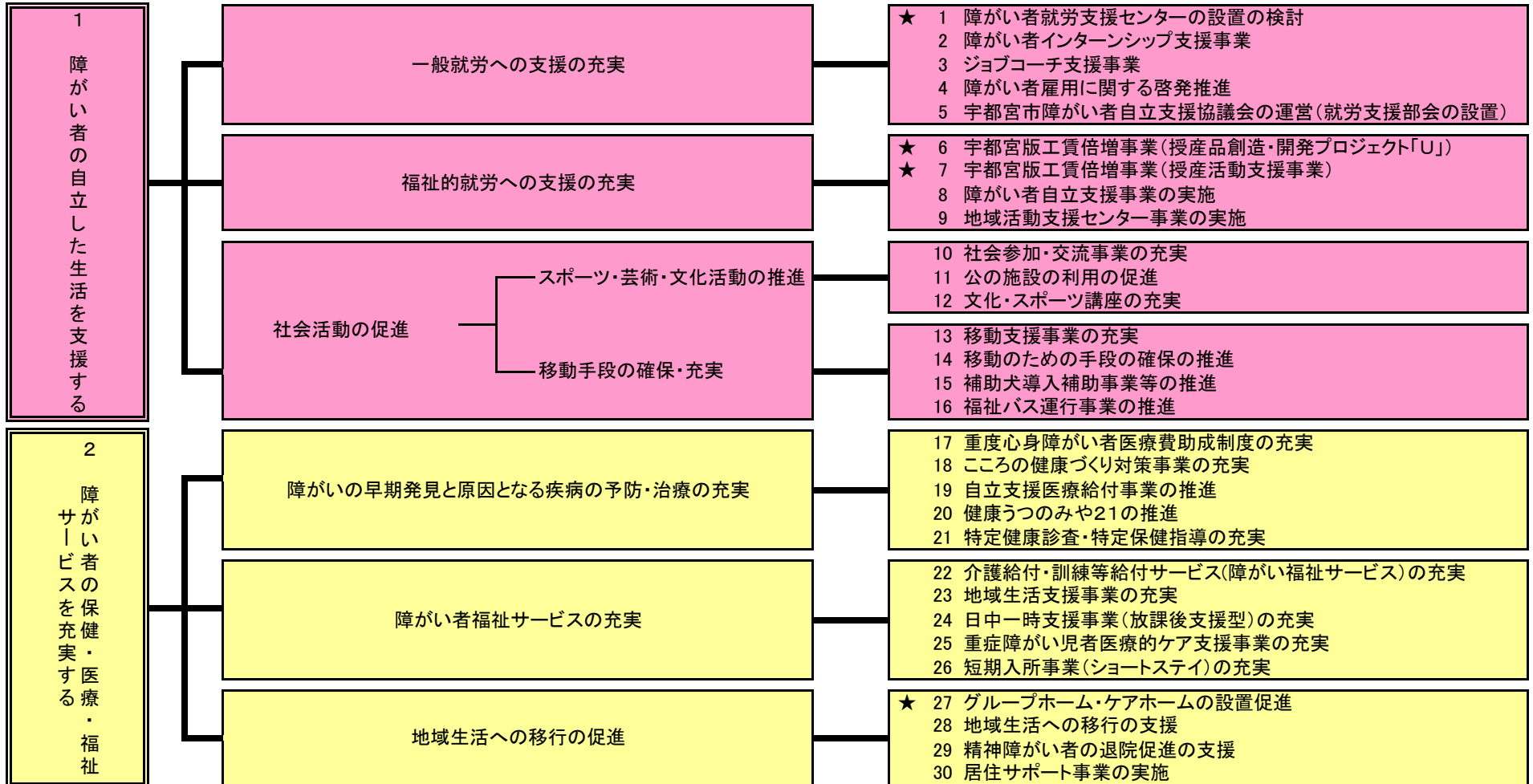
3 施策の体系

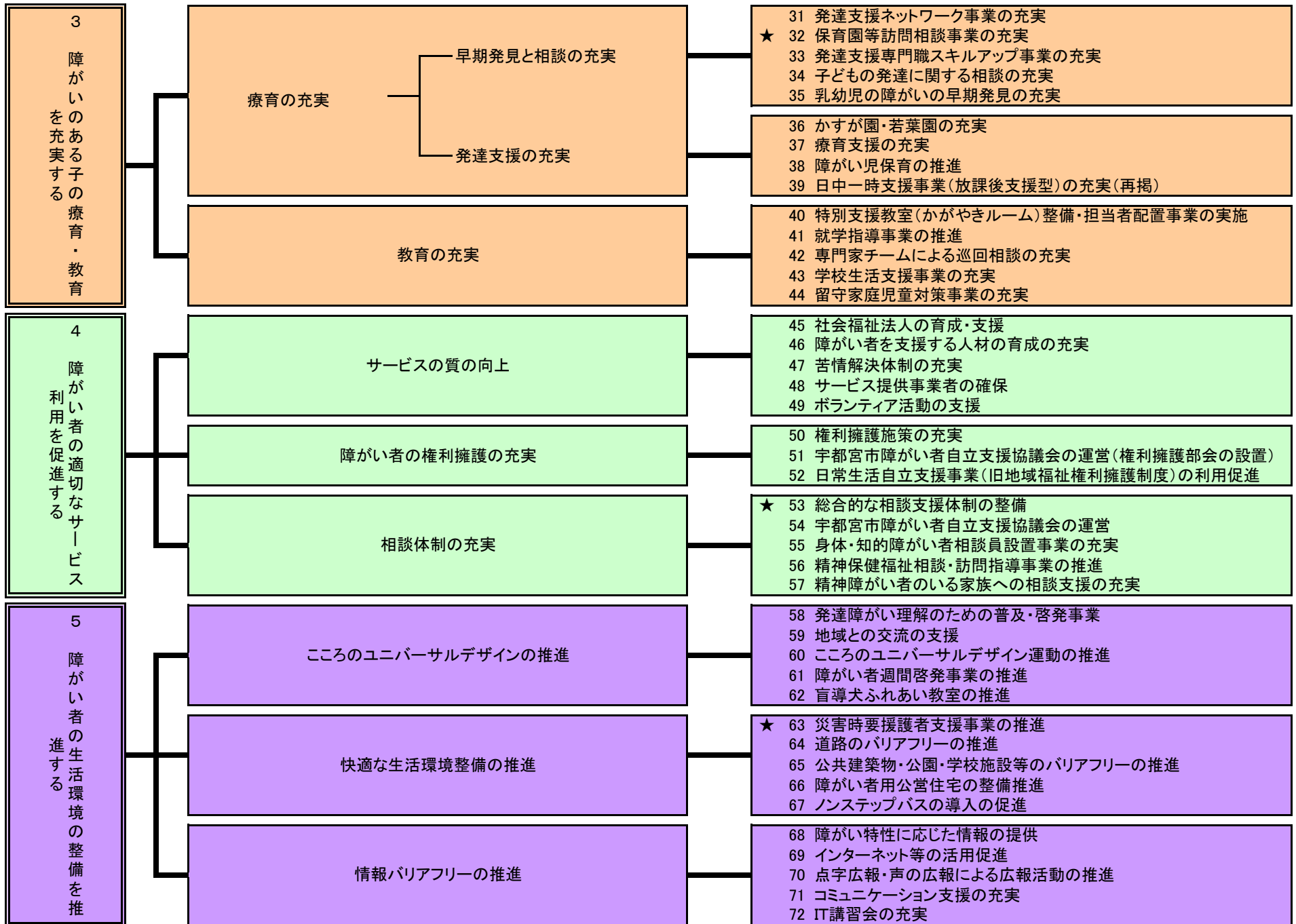
【施策目標】

【基本施策】

【主な取組】

★:主要事業





第4章 施策の方向と展開

施策目標 1

障がい者の自立した生活を支援する

★：主要事業

基本施策		主要	No.	主な取組
一般就労への支援の充実		★	1 2 3 4 5	障がい者就労支援センターの設置の検討 障がい者インターンシップ支援事業 ジョブコーチ支援事業 障がい者雇用に関する啓発推進 宇都宮市障がい者自立支援協議会の運営 (就労支援部会の設置)
福祉的就労への支援の充実		★ ★	6 7 8 9	宇都宮版工賃倍増事業（授産品創造・開発プロジェクト「U」） 宇都宮版工賃倍増事業（授産活動支援事業） 障がい者自立支援事業の実施 地域活動支援センター事業の実施
社会活動の促進	スポーツ・芸術・文化活動の推進		10 11 12	社会参加・交流事業の充実 公の施設の利用の促進 文化・スポーツ講座の充実
	移動手段の確保・充実		13 14 15 16	移動支援事業の充実 移動のための手段の確保の推進 補助犬導入補助事業等の推進 福祉バス運行事業の推進

施策目標1「障がい者の自立した生活を支援する」の目標値

一般就労に移行する障がい者の人数を増やします。

指標名	現状値 (H19)	目標値(H25)
一般就労に移行した障がい者の人数	17人/年	35人/年

福祉的就労をしている障がい者の工賃をアップします。

指標名	現状値 (H19)	目標値(H25)
就労支援施設等で働く障がい者の1ヶ月の工賃	10,500円	26,000円

基本施策 1 一般就労への支援の充実

⇒★主要事業

* 1 障がい者就労支援センターの設置の検討

一般就労に関する相談，就職先の開拓や，一般就労に向けた各種訓練の実施により，障がい者の民間企業等への就職や職場定着を促進するため，障がい者就労支援センターの設置について検討を進めます。

* 2 障がい者インターンシップ支援事業

働くことを実際に体験し，適性を見極めることにより，障がい者の就労を促進するため，一般就労を希望する特別支援学校の生徒を対象に，市役所内でのモデル事業として体験実習を実施し，その結果を検証したうえで，民間企業における事業実施に努めます。

* 3 ジョブコーチ支援事業

障がい者がより働きやすい職場環境を整え一般就労の定着度を高めるため，職場へ出向き作業指導を行うとともに，職場におけるコミュニケーションが円滑に行われるよう支援を行うジョブコーチ支援事業の実施に努めます。

* 4 障がい者雇用に関する啓発推進

障がい者の雇用を促進するために，雇用優良事業所制度で障がい者雇用に積極的に取り組んでいる事業者の顕彰を行い，普及推進員による事業所訪問時には事業者への障がい者雇用への意識醸成を行い，障がい者の働きやすい環境づくりを促進します。

* 5 宇都宮市障がい者自立支援協議会の運営（就労支援部会の設置）

障がい者の就労に係る課題や就労支援策等について検討するため，宇都宮市障がい者自立支援協議会への（仮称）就労支援部会設置に努めます。

基本施策 2 福祉的就労への支援の充実

⇒★主要事業

* 6 宇都宮版工賃倍増事業（授産品創造・開発プロジェクト「U」）

障がい者の自立と社会参加を促進するため，障がい者支援施設，企業，行政が連携しながら，付加価値が高く，独創性や魅力ある授産品の開発・販路拡大に取り組み，工賃水準の向上を図ります。

⇒★主要事業

*** 7 宇都宮版工賃倍増事業（授産活動支援事業）**

市庁舎に販売コーナーを設置するなど、授産品の販路拡大や下請け作業の開拓等の活動を支援することにより、工賃水準の向上を図ります。

*** 8 障がい者自立支援事業の実施**

授産品の販売や軽食喫茶を行う店舗事業や就労支援のための相談事業の経費を補助することにより、雇用の場の確保や障がい者に対する理解、障がい者自身の就労への意欲の高揚を図ります。

*** 9 地域活動支援センター事業の実施**

障がい者の日中活動の場として、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等の促進のため、地域活動支援センター事業の推進を図ります。

基本施策3 社会活動の促進

① スポーツ・芸術・文化活動等の推進

*** 10 社会参加・交流事業の充実**

障がい者の社会参加の促進のため、障がい者ふれあい文化祭や障がい者ふれあいスポーツ大会等について、一般の方も参加し、ふれあい・交流が図れるように充実してまいります。

*** 11 公の施設の利用の促進**

障がい者の施設利用機会を拡大し、社会参加の促進・意欲の向上を図るため、障がい者がスポーツや文化活動等を行う際に使用する公の施設について、使用料を減免することにより利用を促進します。

*** 12 文化・スポーツ講座の充実**

障がい者の健康の増進、教養の向上、障がいのある方とない方の交流やコミュニケーション活動の場を提供することにより、障がい者の社会生活や日常生活の質を向上させるため、サン・アビリティーズや障がい者福祉センター等の講座の充実を図ります。

② 移動手段の確保・充実

*** 1 3 移動支援事業の充実**

屋外での移動が困難な障がい者等が、日常生活を送るうえで必要な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の支援について、今後とも利用者のニーズに応じた事業の充実に努めます。

*** 1 4 移動のための手段の確保の推進**

公共交通機関の利用が困難な重度障がい者に対する外出の機会確保のため、タクシー料金の助成や、身体障がい者の自動車運転を支援するための運転免許取得費、自動車改造費の助成を推進します。

*** 1 5 補助犬導入補助事業等の推進**

障がい者の自立と積極的な外出・社会活動への参加の実現を図るため、盲導犬・介助犬・聴導犬の導入を促進する施策の推進を図ります。

*** 1 6 福祉バス運行事業の推進**

社会活動への参加の機会が少なく、外出する手段に制限がある障がい者が、個人や団体で各種大会やレクリエーションなどへ積極的に参加し、充実した社会生活を送ることができるよう、福祉バス運行事業の推進を図ります。

施策目標 2

障がい者の保健・医療・福祉サービスを充実する

★：主要事業

基本施策	主要	No.	主な取組
障がいの早期発見と原因となる疾病の予防・治療の充実		17	重度心身障がい者医療費助成制度の充実
		18	こころの健康づくり対策事業の充実
		19	自立支援医療給付事業の推進
		20	健康うつのみや21の推進
		21	特定健康診査・特定保健指導の充実
障がい者福祉サービスの充実		22	介護給付・訓練等給付サービス（障がい福祉サービス）の充実
		23	地域生活支援事業の充実
		24	日中一時支援事業（放課後支援型）の充実
		25	重症障がい児者医療的ケア支援事業の充実
		26	短期入所事業（ショートステイ）の充実
地域生活への移行の促進	★	27	グループホーム・ケアホームの設置促進
		28	地域生活への移行の支援
		29	精神障がい者退院促進の支援
		30	居住サポート事業の実施

**施策目標 2 「障がい者の保健・医療・福祉サービスを充実する」の目標値
地域で必要な支援を受けながら生活する障がい者の人数を増やします。**

指標名	現状値（H19）	目標値（H25）
グループホーム・ケアホームの設置数	49か所	79か所

基本施策 1 障がいの早期発見と原因となる疾病の予防・治療の充実

* 1 7 重度心身障がい者医療費助成制度の充実

障がい者がいつでも必要な時に安心して医療にかかれるよう、65歳から74歳までの対象者の医療費の自己負担分の全額助成をはじめ、現物給付を含めた給付のあり方の検討を進めるなど、経済的負担を軽減する重度心身障がい者医療費助成制度の充実に努めます。

*** 1 8 こころの健康づくり対策事業の充実**

うつ病を早期に発見し適切な治療等を促すため、うつスクリーニングの実施やうつ予防教室の開催など、こころの健康づくり対策事業の充実を図ります。

*** 1 9 自立支援医療給付事業の推進**

身体障がい児者の障がいの軽減や除去、健全育成や、精神障がい者の精神疾患の治療のための、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の制度の周知と適正な給付の推進を図ります。

*** 2 0 健康うつのみや21の推進**

健康で充実した人生を送ることができる「健康で幸せなまちづくり」を実現することを目標に掲げた健康うつのみや21を推進し、ライフステージに応じた健康づくりや、メタボリックシンドロームの考え方を取り入れた生活習慣病の予防などに積極的に取り組みます。

*** 2 1 特定健康診査・特定保健指導の充実**

生活習慣病の予防や疾患の早期発見・早期治療の実現に向けて、特定健康診査の充実を図るとともに、特定健康診査の結果、指導が必要な者に対して、栄養や運動等の保健指導、健康に関する自己管理が適切に行われるよう特定保健指導の充実を図ります。

基本施策2 障がい者福祉サービスの充実

*** 2 2 介護給付・訓練等給付サービス（障がい福祉サービス）の充実**

障害者自立支援法によるホームヘルプサービスや、生活介護事業などの介護給付・訓練等給付サービスについては、必要としている障がい者が必要なサービスを受けられるよう、障がい程度区分認定や支給決定により適正なサービスの提供に努めます。

また、入所施設の整備については、真に必要としている障がい者が利用できるよう、必要数について把握を行い国・県への整備促進を働きかけるなど、施設の確保に努めます。

*** 2 3 地域生活支援事業の充実**

コミュニケーション支援や日常生活用具給付などの国が定める必須事業については、今後も引き続き適正に実施していくとともに、任意事業である市町村地域生活支援事業については、今後とも障がい者ニーズをとらえて、充実に努

めます。

また、地域生活支援事業の利用者負担については、障がい福祉サービスとの併用などにより負担が大きくなりすぎないように、障がい者の負担軽減を図りながら進めてまいります。

*** 2 4 日中一時支援事業（放課後支援型）の充実**

特別支援学校に通う障がい児の、放課後や長期休暇中の日中の活動の場を提供するとともに、介護している家族の一時的な休息を確保する日中一時支援事業（放課後支援型）については、対象年齢の中学生への拡大及び段階的な実施場所の拡大に努めます。

*** 2 5 重症障がい児者医療的ケア支援事業の充実**

人工呼吸器による呼吸管理やたん吸引、胃ろう、導尿などの常時医療ケアが必要な障がい児者の日中の活動の場を確保するとともに、介護している家族の一時的な休息を確保する重症障がい児者医療的ケア事業については、実施場所の拡大に努めます。

*** 2 6 短期入所事業（ショートステイ）の充実**

介護者が疾病やその他の理由によって、障がい者が必要とする介護を受けることができない場合に、短期間施設に入所し介護者の休息を確保し在宅生活を支援する短期入所事業（ショートステイ）については、実態調査や国・県への設置促進を働きかけるなど必要量の確保に努めます。

基本施策3 地域生活への移行の促進

⇒★主要事業

*** 2 7 グループホーム・ケアホームの設置促進**

障がい者の入所施設から地域生活への移行を支援するため、地域における障がい者の生活基盤であるグループホーム・ケアホームの設置の促進を図ります。

*** 2 8 地域生活への移行の支援**

障がい者が入所施設からグループホーム等へ移行する際に、地域での自立生活に必要な知識・技術などを個別指導・訓練し、地域生活への移行が円滑に進むよう移行の支援に努めます。

*** 29 精神障がい者の退院促進の支援**

退院可能である精神障がい者に対して、病院・施設等との連携により、退院を促進し、社会的入院から地域生活への移行が円滑に進むよう移行の支援に努めます。

*** 30 居住サポート事業の実施**

アパートなどの賃貸住宅等に入居を希望している障がい者が、コミュニケーション能力の不足や保証人がいないなどの理由により入居が困難な場合に、入居のための調整等の支援や、家主等への相談・助言、入居後の相談支援等を行うことにより、地域生活を支援する居住サポート事業の実施に努めます。

施策目標 3

障がいのある子の療育・教育を充実する

★：主要事業

基本施策		主要	No.	主な取組
療育の充実	早期発見と相談の充実	★	31	発達支援ネットワーク事業の充実
	発達支援の充実		32	保育園等訪問相談事業の充実
33			発達支援専門職スキルアップ事業の充実	
34			子どもの発達に関する相談の充実	
35	乳幼児の障がいの早期発見の充実			
			36	かすが園・若葉園の充実
			37	療育支援の充実
			38	障がい児保育の推進
			39	日中一時支援事業（放課後支援型）の充実（再掲）
教育の充実			40	特別支援教室（かがやきルーム）整備・担当者配置事業の実施
			41	就学指導事業の推進
			42	専門家チームによる巡回相談の充実
			43	学校生活支援事業の充実
			44	留守家庭児童対策事業の充実

施策目標3「障がいのある子の療育・教育の充実」の目標値

支援を必要としている障がいのある子やその疑いのある子を早期発見・早期支援します。

指標名	現状値（H19）	目標値（H25）
訪問相談の実施保育園・幼稚園数	38園／年	120園（全園）／年

基本施策 1 療育の充実

① 早期発見と相談の充実

* 3 1 発達支援ネットワーク事業の充実

発達の遅れや障がいのある子のライフステージに応じた支援を提供するため、

個別支援計画を作成し、医療・福祉・教育・就労などの関係機関との連携を強化し、情報を共有しながら支援する体制を構築・推進します。

⇒★主要事業

*** 3 2 保育園等訪問相談事業の充実**

保育園・幼稚園に在籍している障がいのある子やその疑いのある子に対し、特性に応じた保育等を行うため、作業療法士・言語聴覚士等の専門職が園を訪問して、保護者や担当職員へ助言し、障がい児保育・教育の支援の充実を図ります。

*** 3 3 発達支援専門職スキルアップ事業の充実**

発達に遅れのある子に関わる専門職等が適切な保育等の支援を行うため、基礎研修、専門研修、事例研修など系統的な研修を実施し、支援に関わる人材の育成、資質の向上を図ります。

*** 3 4 子どもの発達に関する相談の充実**

発達の遅れのある子の健全な発達を支援するため、保護者の相談に対して保健師が助言・指導を行うとともに、必要に応じて理学・作業療法士や言語聴覚士などの専門相談や、発達センター内の他事業や関係機関と連携できるよう子どもの発達に関する相談の充実を図ります。

*** 3 5 乳幼児の障がいの早期発見の充実**

乳幼児の健全な発育、発達を支援するため、健康診査や障がいの疑いのある子への専門医師等による乳幼児発達健診、発達の様子が確認できるチェックリストによる5歳児発達相談などを実施することにより、障がいの早期発見の充実を図ります。

② 発達支援の充実

*** 3 6 かすが園・若葉園の充実**

肢体不自由や知的に障がいのある未就学児の持つ力を育むため、一人ひとりの特性に応じた支援計画に基づき社会適応指導を実施するとともに、保護者に対しても家庭でのかかわり方や育て方の指導などを行い、障がい児通園施設の充実を図ります。

*** 3 7 療育支援の充実**

障がいのある子や発達に遅れや偏りのある子に対し、保護者の不安軽減や障がい受容の推進、日常生活の自立や生活の質を向上させるため、保育士による個別・グループ活動を行うカンガルー教室や医師による診療検査事業、理学・作業療法士、言語聴覚士による障がい児療育事業や重度心身障がい児へのプール支援等を実施し、多様なニーズに応じた療育支援の充実を図ります。

また、家族が抱える様々な悩みや不安、負担感を軽減するため、保護者の心理的ケアの充実やきょうだいへのサポート体制の強化を図ります。

*** 3 8 障がい児保育の推進**

保育に欠ける児童のうち、集団保育が可能なおおむね3歳以上で、心身に軽・中程度の障がいのある子とない子との統合保育を行うことにより、適切な保育を提供するとともに、相互の人間関係の醸成・福祉を増進する障がい児保育の推進を図ります。

*** 3 9 日中一時支援事業（放課後支援型）の充実（再掲）**

特別支援学校に通う障がい児の、放課後や長期休暇中の日中の活動の場を提供するとともに、介護している家族の一時的な休息を確保する日中一時支援事業（放課後支援型）については、対象年齢の中学生への拡大及び段階的な実施場所の拡大に努めます。

基本施策2 教育の充実

*** 4 0 特別支援教室（かがやきルーム）整備・担当者配置事業の実施**

発達障がい等の傾向により通常の学級での学習や集団生活を送る上で課題を有する児童生徒に対して、個別・小集団での指導ができる環境整備や、担当教員・指導員を配置し、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を提供する特別支援教室整備・担当者配置事業を実施します。

*** 4 1 就学指導事業の推進**

発達の遅れや障がいのある子が、個々のニーズや特性に配慮した適切な教育を受けられるようにするため、幼稚園・保育園・小中学校や関係機関との連携を深め、一人ひとりの可能性に応じた適正な就学指導を行う就学指導事業の推進を図ります。

*** 4 2 専門家チームによる巡回相談の充実**

発達障がい等の傾向により学習や集団生活を送ることが困難な児童生徒に対して、適切な支援体制を確立するため、臨床心理士などの専門家がチームを組んで学校を訪問し、指導方法等について指導・助言を行う専門家チームによる巡回相談を実施します。

*** 4 3 学校生活支援事業の充実**

身体の不自由さや発達障がい等の傾向により学校生活上に課題を有する児童生徒に対して、個々の障がい等の状況に応じて、日常生活や学習上の援助を行う職員の配置等を行う学校生活支援事業の充実を図ります。

*** 4 4 留守家庭児童対策事業の充実**

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後や長期休暇中の生活の場を提供する留守家庭児童対策事業については、障がい児を受け入れるための指導員を配置するとともに、指導員研修の強化を図り、子どもの家・留守家庭児童会における受け入れ環境の充実に努めます。

施策目標 4

障がい者の適切なサービス利用を促進する

★：主要事業

基本施策	主要	No.	主な取組
サービスの質の向上		45 46 47 48 49	社会福祉法人の育成・支援 障がい者を支援する人材の育成の充実 苦情解決体制の充実 サービス提供事業者の確保 ボランティア活動の支援
障がい者の権利擁護の充実		50 51 52	権利擁護施策の充実 宇都宮市障がい者自立支援協議会の運営 (権利擁護部会の設置) 日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利 擁護制度)の利用促進
相談体制の充実	★	53 54 55 56 57	総合的な相談支援体制の整備 宇都宮市障がい者自立支援協議会の運営 身体・知的障がい者相談員設置事業の充 実 精神保健福祉相談・訪問指導事業の推進 精神障がい者のいる家族への相談支援の 充実

施策目標4「障がい者の適切なサービス利用を促進する」の数値目標

障がい者が必要なサービスを適切に受けられるよう総合的な相談支援体制を整備します。

指標名	現状値 (H19)	目標値 (H25)
総合的な相談支援体制の 整備	0か所	5か所程度

基本施策 1 サービスの質の向上

*** 4 5 社会福祉法人の育成・支援**

障がい者福祉サービスの担い手である社会福祉法人等について、障がい者のきめ細かなニーズに対応した質の高いサービスを提供することができるよう、指導監督業務を通して社会福祉法人の育成・支援を図ります。

*** 4 6 障がい者を支援する人材の育成の充実**

視覚障がい者や知的障がい者等が日常生活や社会参加のために必要な外出を支援する移動支援従事者が、障がいの特性に応じて適切に支援ができるよう、技術向上のための研修会の充実を図ります。

また、視覚障がい者や聴覚障がい者が必要な情報を得ることができるよう、要約筆記・点訳・音訳・手話奉仕員の養成講座の充実を図ります。

*** 4 7 苦情解決体制の充実**

障がい者等がサービス利用に際し不利益を被ることがないように、また、自分に合った質の高い福祉サービスを利用することができるよう、サービス利用者等からの苦情に適切に対応できる体制を整備するとともに、県や事業者・施設等の関係機関との連携を深めます。

*** 4 8 サービス提供事業者の確保**

サービス利用者の自己決定・自己責任を基本とした契約によるサービス利用制度が定着し、さらに精神障がい者の福祉サービス等についても契約方式になり、障がい者のニーズに合った質の高いサービスを適切に提供できるよう、サービス提供事業者の確保に努めます。

*** 4 9 ボランティア活動の支援**

市民のボランティア活動への参加意欲に対応するとともに、地域での活動を促進するため、社会福祉協議会など関係団体と連携を深め、市民ニーズに応じたボランティア養成講座の充実を図ります。

また、ボランティア活動の情報を総合的に提供する場を確保し、ボランティアの育成や、活動のあっせん・調整を行うボランティアセンターの支援・充実を図ります。

基本施策2 障がい者の権利擁護の充実

*** 5 0 権利擁護施策の充実**

判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者が、財産管理や福祉サービスを受けるための契約を適切に行えるよう、成年後見制度の周知を図るとともに、身寄りがないなどの理由で、家庭裁判所への申立人がいない、法定後見人の費用が負担できない障がい者に対しての支援等の充実を図ります。

*** 5 1 宇都宮市障がい者自立支援協議会の運営（権利擁護部会の設置）**

障がい者等の権利擁護を推進し、中長期的な権利擁護施策のあり方や虐待防止に関する取組を検討するため、宇都宮市障がい者自立支援協議会に権利擁護施策の関係者からなる（仮称）権利擁護部会の設置に努めます。

*** 5 2 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護制度）の利用促進**

日常生活における金銭の管理や福祉サービスの利用の援助、重要な書類の保管などについての不安を解消し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、日常生活自立支援事業の周知・理解促進に努めるとともに、事業を実施する社会福祉協議会との連携強化を図ります。

基本施策3 相談体制の充実

⇒★主要事業

*** 5 3 総合的な相談支援体制の整備**

障がい者が、障がいの種別に関わらずいつでも身近な場所で、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、介護相談及び情報の提供等の総合的な支援が受けられる相談支援体制の整備に努めます。

*** 5 4 宇都宮市障がい者自立支援協議会の運営**

障がい者に関わる福祉、医療、就労などの関係機関が連携を図り、サービス利用や相談支援についての総合調整や協議等を行い、ニーズに応じた一貫した支援体制を整えるとともに、潜在的・社会的なニーズに対応できるよう必要に応じた専門部会の設置など、宇都宮市障がい者自立支援協議会の運営の充実や、必要に応じて専門部会の設置を推進します。

*** 5 5 身体・知的障がい者相談員設置事業の充実**

身体・知的障がい者の相談に応じ、必要な援助を行うことができるよう、身体・知的障がい者相談員の役割や位置付けの明確化を図り、相談員設置事業のあり方を検討し、相談支援体制の充実を図ります。

*** 5 6 精神保健福祉相談・訪問指導事業の推進**

疾病の回復の援助，社会復帰への支援，療養上の保健指導や健康の維持・増進等についての相談や指導を行う精神保健相談・訪問指導の充実を図ります。

*** 5 7 精神障がい者のいる家族への相談支援の充実**

精神障がい者の家庭内における相談に応じ、必要な援助を行い、障がい者福祉を向上することができるよう、相談体制やスキルアップの方策等を検討し、相談支援の充実を図ります。

施策目標 5

障がい者の生活環境の整備を推進する

★：主要事業

基本施策	主要	No.	主な取組
こころのユニバーサルデザインの推進		58	発達障がい理解のための普及・啓発事業の推進
		59	地域との交流の支援
		60	こころのユニバーサルデザイン運動の推進
		61	障がい者週間啓発事業の推進
		62	盲導犬ふれあい教室の推進
快適な生活環境整備の推進	★	63	災害時要援護者支援事業の推進
		64	道路のバリアフリーの推進
		65	公共建築物・公園・学校施設等のバリアフリーの推進
		66	障がい者用公営住宅の整備推進
		67	ノンステップバスの導入の促進
情報バリアフリーの推進		68	障がい特性に応じた情報の提供
		69	インターネット等の活用促進
		70	点字広報・声の広報による広報活動の推進
		71	コミュニケーション支援の充実
		72	I T講習会の充実

施策目標5 「障がい者の生活環境の整備を推進する」の数値目標

障がい者も高齢者も安心して地域で生活できるよう災害時要援護者支援事業の要援護登録者数を増やします。

指標名	現状値 (H20 見込)	目標値 (H25)
災害時要援護者支援事業の要援護者登録数	8,400 人	14,775 人

※要援護登録者数は、障がい者及び高齢者の合計人数です。

基本施策1 こころのユニバーサルデザインの推進

* 58 発達障がい理解のための普及・啓発事業の推進

発達障がいに対する誤解や偏見をなくし、発達障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう発達障がいに関する講演会やシンポジウム、リーフレットの作成・配付などにより発達障がいの理解のための意識啓発等の推進を図ります。

* 59 地域との交流の支援

障がい者が、清掃活動やレクリエーション活動等を通して地域の方との親睦を図り、障がいや障がい者に対する理解を深めるため、障がい者と地域との交流を支援します。

* 60 こころのユニバーサルデザイン運動の推進

福祉のまちづくりを一層効果的に推進するには、やさしさや思いやりなどの気持ちをはぐくむ市民意識の醸成が重要であることから、宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進協議会や地区社会福祉協議会等と連携協力した啓発活動の展開や福祉のまちづくりポスターコンクールの開催、市内小・中学校を対象とする出前福祉講座の実施などに重点的かつ継続的に取り組み、市民の福祉意識の高揚を図ります。

* 61 障がい者週間啓発事業の推進

市民一人ひとりが障がいや障がい者に対する理解を深め、障がい者が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることができるよう、宇都宮市やさしさをはぐくむまちづくり推進協議会や、障がい者団体等と連携しながら障がい者週間に合わせた啓発事業の推進を図ります。

* 62 盲導犬ふれあい教室の推進

盲導犬体験を通じた学習により、児童の障がいや障がい者への理解を深めるため、盲導犬ふれあい教室の推進を図ります。

基本施策2 快適な生活環境整備の推進

⇒★主要事業

* 63 災害時要援護者支援事業の推進

障がいのために災害時に避難や情報の伝達の困難な障がい者等の要援護者に対して、必要な支援を速やかに実行できるよう、あらかじめ援護を必要とする

障がい者を把握・登録し、自主防災会や連合自治会など地域の関係団体と情報を共有しながら、災害時には「災害時要援護者対応マニュアル」に基づいた支援を行える体制の整備を促進します。

*** 6 4 道路のバリアフリーの推進**

歩行が困難な障がい者や視覚障がい者の自由な移動の確保や社会参加を推進することができるよう、路上の違法駐車や放置自転車の防止に取り組むとともに、段差の解消や点字ブロックの敷設の推進を図ります。

*** 6 5 公共建築物・公園・学校施設等のバリアフリーの推進**

障がい者をはじめとするすべての市民が円滑に利用できるよう、公共建築物や公園、学校施設等の計画的なバリアフリーの推進を図ります。

*** 6 6 障がい者用公営住宅の整備推進**

通常の住居では生活が困難な障がい者に対し、構造や設備に必要な配慮をすることにより地域生活を可能にする、障がい者用公営住宅を建替にあわせ整備します。

また、通常の公営住宅についても、障がい者等の自立した生活が可能となるよう、バリアフリーを推進します。

*** 6 7 ノンステップバスの導入の推進**

障がい者や高齢者をはじめ、全ての人が利用しやすいよう配慮した超低床バス（ノンステップバス）の導入を促進するため、路線バス事業者への購入費の一部助成を行うなど、車両等のバリアフリー化を推進します。

基本施策3 情報バリアフリーの推進

*** 6 8 障がい特性に応じた情報の提供の推進**

障がい者が日常生活を送るうえで必要な情報を適切に入手・発信できるよう、市の刊行物のユニバーサルデザインの指針の作成や、広報紙や障がい者サービスのしおりの点字版・音訳版の発行、エンボス入り封筒の使用など障がい特性に応じた情報の提供を推進します。

*** 6 9 インターネット等の活用促進**

障がい者の生活の質の向上や社会参加の促進を図るため、障がい者支援施設等が独自のホームページを作成し、広く一般に施設の活動内容や授産品などに

ついで紹介等や、パソコンを活用し日常生活訓練や創作活動を行うなど、インターネット等の活用促進に努めます。

*** 7 0 点字広報・声の広報による広報活動の推進**

視覚障がい者が、日常生活を送るために必要な情報を入手することができるよう、「点字広報」や検索機能等が使用できる「声の広報」CD版等による広報活動を行うなど、障がい者に対する情報提供の充実を図ります。

*** 7 1 コミュニケーション支援の充実**

聴覚障がい者が日常生活や社会活動に参加する際のコミュニケーションの円滑化のため、手話奉仕員等の養成や、手話通訳者等の派遣事業などの充実を図ります。

また、市役所の相談窓口への手話通訳者の設置や、聴覚障がい者へ筆談できる旨のマークの掲示を行うなど、コミュニケーションの充実に努めます。

*** 7 2 I T講習会の充実**

障がい者が日常生活を送るうえで必要なさまざまな情報を適切に入手・発信でき、生活の質の向上が図れるよう、I T講習会の充実に努めます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の公表

計画の推進に当たっては、市民や団体、事業者、関係機関等の協力を得られるよう、ホームページの掲載をはじめ、あらゆる機会を通じて計画の周知を図ります。

2 庁内推進体制

この計画を着実に推進し、障がい者福祉の向上を実現するために、市の関係各部・課と連携を図りながら事業を推進します。毎年、施策目標に掲げる目標値等についての進捗状況を把握・評価するとともに、その結果を踏まえ、市として必要な対策を講じます。

3 社会福祉審議会

本計画の進捗状況を調査審議するために、市議会議員、学識経験者、社会福祉事業従事者等で構成する社会福祉審議会において、計画の推進に関し審議します。

4 計画の見直し

障がい者のニーズや、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

資 料 編

1. アンケート調査結果の概要
2. 策定体制
3. 社会福祉審議会

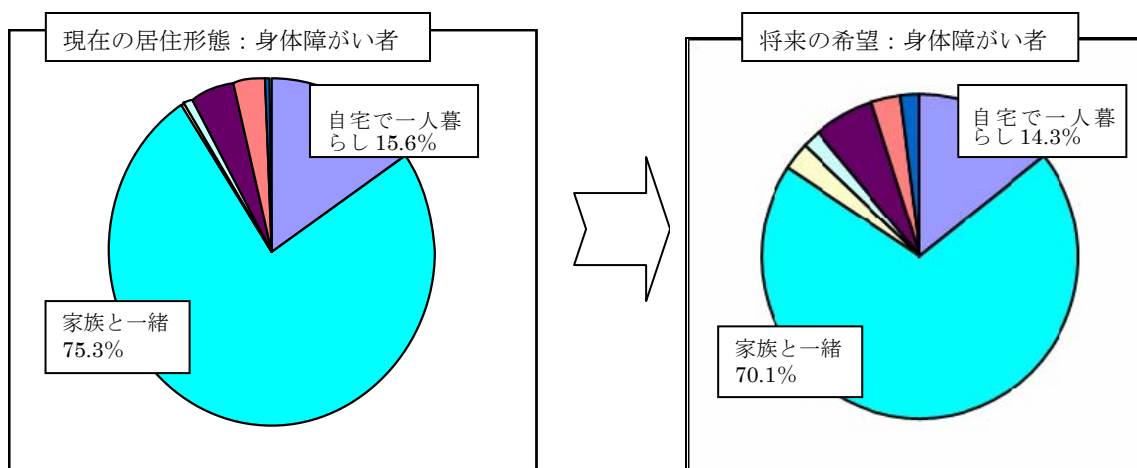
1. アンケート調査結果の概要

第3次宇都宮市障がい者福祉プランの策定にあたり、保健福祉に関わる障がい者の生活状況やサービス等に関する現状と今後の意向を把握し、各種施策や事業の基礎資料とするため、次の調査を実施した。

1. 調査対象者	
(1) 身体障がい者（18歳以上の身体障がい者手帳所持者）	1,000人
(2) 知的障がい者（18歳以上の療育手帳所持者）	900人
(3) 精神障がい者（18歳以上の精神障がい者保健福祉手帳所持者 または自立支援医療(精神通院医療)受給者）	750人
(4) 障がい児（18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）	800人
2. 調査方法 郵送によるアンケート調査	
3. 調査期間 平成20年7月	
4. 回収率 58.4%	

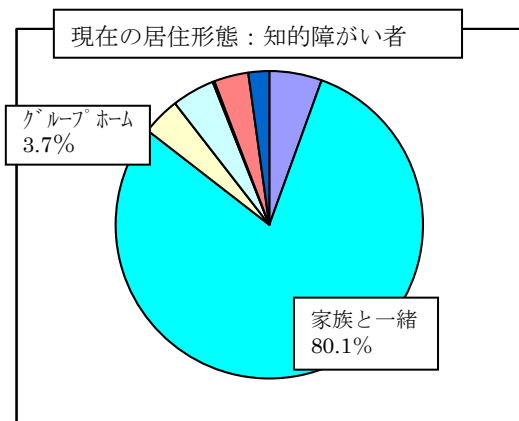
1 住まい、暮らし方について

(1) 現在の居住形態と将来の希望

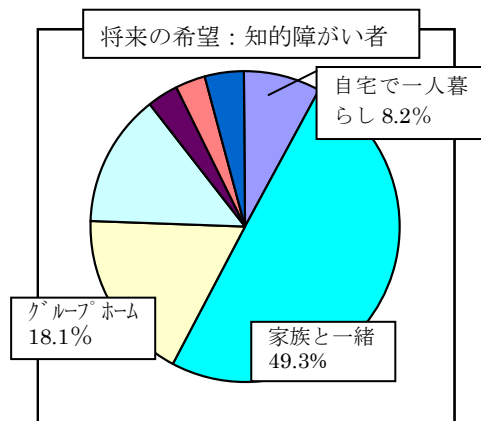
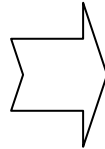


グループホーム・ケアホーム	0.3%
障がい者の入所施設	0.7%
介護保険の施設	4.2%
病院などの医療機関	3.3%
その他	0.6%

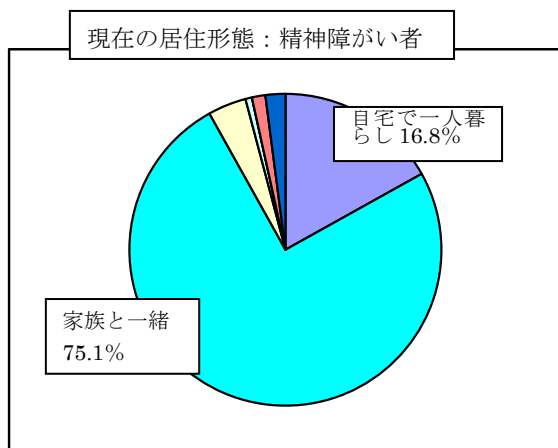
グループホーム・ケアホーム	2.8%
障がい者の入所施設	1.8%
介護保険の施設	6.1%
病院などの医療機関	2.9%
その他	2.0%



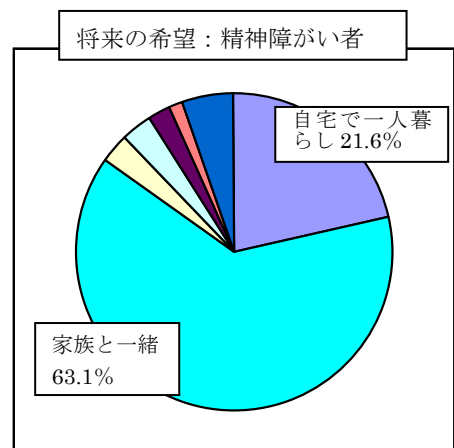
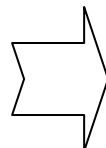
自宅で一人暮らし	5.6%
障がい者の入所施設	4.4%
介護保険の施設	0.5%
病院などの医療機関	3.5%
その他	2.2%



自宅で一人暮らし	8.2%
障がい者の入所施設	13.9%
介護保険の施設	3.3%
病院などの医療機関	3.1%
その他	4.2%



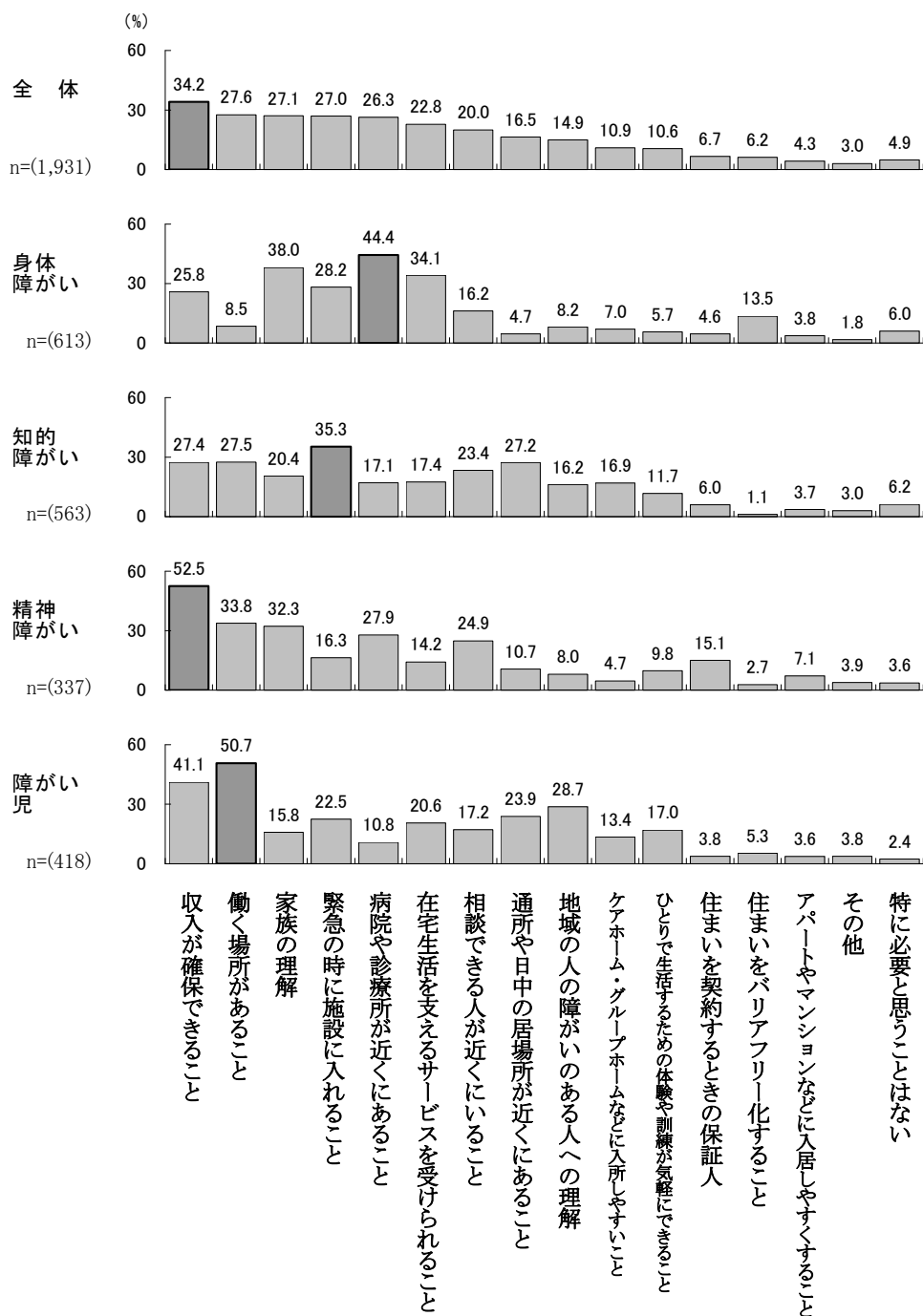
グループホーム・ケアホーム	3.9%
障がい者の入所施設	0.8%
病院などの医療機関	1.4%
介護保険の施設	—
その他	2.0%



グループホーム・ケアホーム	3.1%
障がい者の入所施設	3.4%
病院などの医療機関	1.1%
介護保険の施設	2.3%
その他	5.4%

- ・ 身体障がい者は、現状と将来の居住形態に違いはない。
- ・ 知的障がい者は、現在家族と暮らしているが、今後は、一人暮らしやグループホームへの入居などへの移行を望んでいる。
- ・ 精神障がい者も一人暮らしを望む傾向がある。

(2) 希望する暮らしを実現するために必要なこと



- ・ 身体障がい者が、他の障がいに比べ、希望する暮らしを実現するために望むことは、在宅サービスの利用（34.1%）や病院等が近くにあること（44.4%）である。
- ・ 知的障がい者は、緊急時の受け入れ施設（35.3%）や通所施設・日中の居場所があること（27.2%）、働く場所（27.5%）を必要と考えている。その反面、在宅サービスについては、身体障がい者に比べ必要性が低くなっている。
- ・ 精神障がい者は、働く場所（33.8%）、収入の確保（52.5%）を必要と考えている。

2 心身の状況と介助の状況について

(1) 心身・介助の状況

心身・介助の状況	障がい種別	りす で て き ひ と	き ひ 助 補 装 具 を 使 い 自	が り き ひ と 必 要 な 声 か け 守 り で	が 一 部 、 介 助	助 全 面 的 に 介
食事を する	身体障がい者	72.0%	4.5%	8.4%	8.6%	6.5%
	知的障がい者	63.0%	0.7%	20.6%	9.3%	6.3%
	精神障がい者	89.8%	0.3%	6.3%	1.8%	1.8%
	児童	52.7%	0.9%	21.2%	13.0%	12.1%
家の中を 移動する	身体障がい者	66.5%	9.9%	4.6%	6.8%	12.1%
	知的障がい者	78.6%	1.4%	10.0%	3.8%	6.3%
	精神障がい者	94.3%	1.2%	3.0%	0.9%	0.6%
	児童	74.6%	1.8%	8.5%	5.9%	9.2%
外出時の 移動	身体障がい者	52.1%	6.3%	5.6%	11.1%	24.8%
	知的障がい者	45.0%	0.6%	23.7%	11.4%	19.4%
	精神障がい者	78.0%	0.3%	11.6%	7.2%	2.8%
	児童	34.6%	1.4%	20.8%	15.0%	28.2%
家事を する (調理・洗 濯・掃除等)	身体障がい者	50.6%	3.3%	6.5%	11.6%	28.0%
	知的障がい者	20.8%	0.9%	20.8%	17.2%	40.2%
	精神障がい者	65.4%	1.6%	15.1%	11.3%	6.6%
	児童	12.6%	1.2%	13.3%	14.3%	58.7%
お金の 管理 をする	身体障がい者	63.7%	1.6%	7.9%	8.1%	18.8%
	知的障がい者	15.2%	0.5%	17.0%	11.4%	56.0%
	精神障がい者	70.5%	0.9%	14.3%	10.2%	4.0%
	児童	10.8%	0.5%	11.5%	7.0%	70.3%
話を理 解し たり 自分 の考 えを 伝え る	身体障がい者	72.3%	2.3%	8.1%	8.6%	8.6%
	知的障がい者	22.9%	0.7%	24.4%	24.2%	27.8%
	精神障がい者	71.6%	0.6%	18.1%	7.2%	2.5%
	児童	15.8%	1.2%	19.3%	27.7%	36.0%

ア 身体障がい者

- ・ 全て一人で又は補装具などを使って、食事や家の中の移動ができる方と介助が必要な方に分かれている。
- ・ 外出時の移動や家事については、介助の必要性が高くなる。
- ・ しかし、意思の伝達については、ひとりでできる割合が高い。

イ 知的障がい者

- ・ 家の中の移動では問題がない方も、食事や外出では、見守り支援の必要性が高くなる。
- ・ 家事についても、自分ではできずに、高い割合で介助を必要としている。
- ・ また、金銭管理や理解力・意思伝達については、見守り支援や介助の必要性が高い。

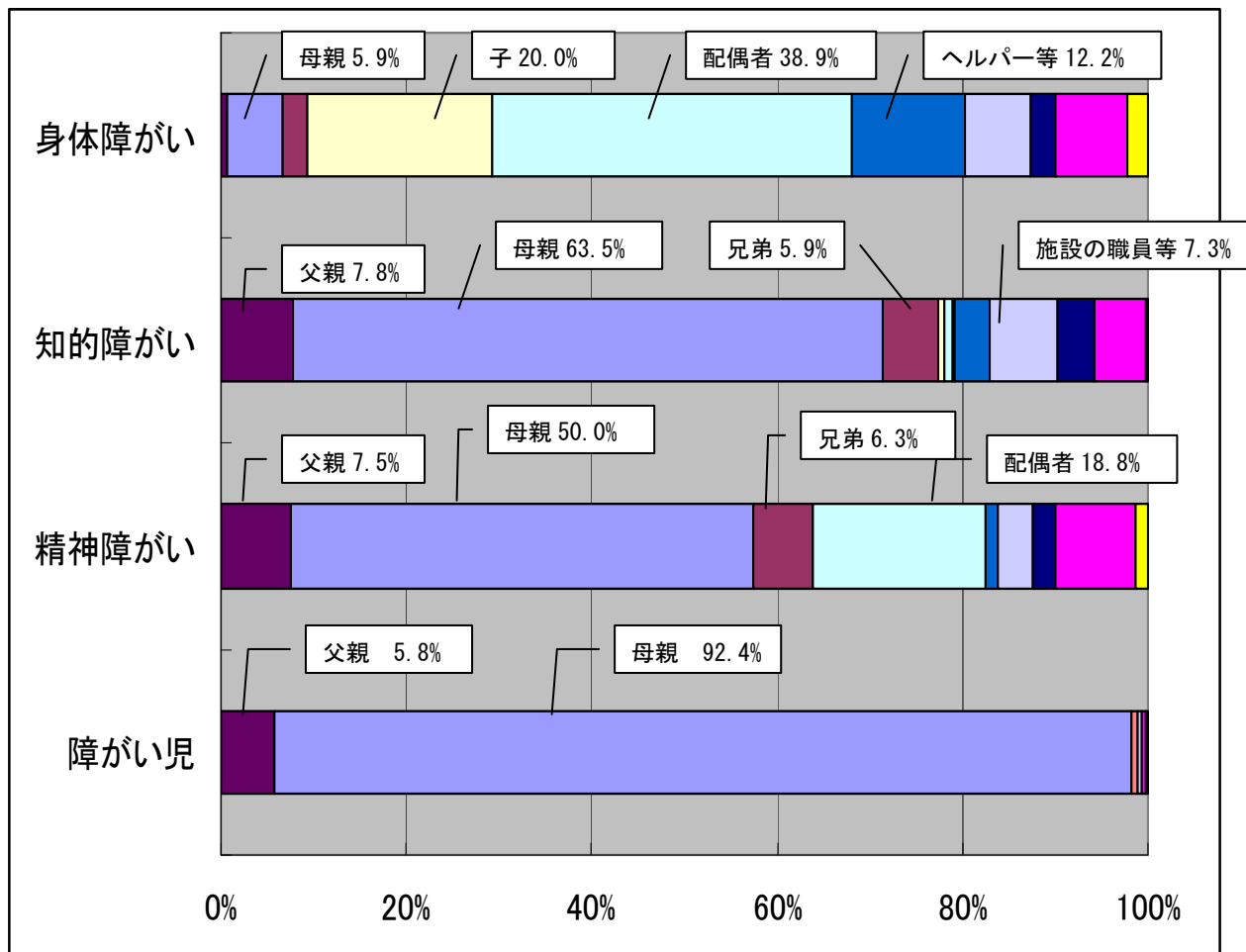
ウ 精神障がい者

- ・ 食事や移動などはひとりでできるため、介助を必要としない割合が高いが、家事、金銭管理、理解力・意思伝達については、見守り支援の必要性が少し高くなっている。

エ 児童

- ・ 児童については、年齢による状況であると思われるため、他の障がいと比較はできないが、外出支援や意思伝達についての見守り支援や介助の必要性が高い。

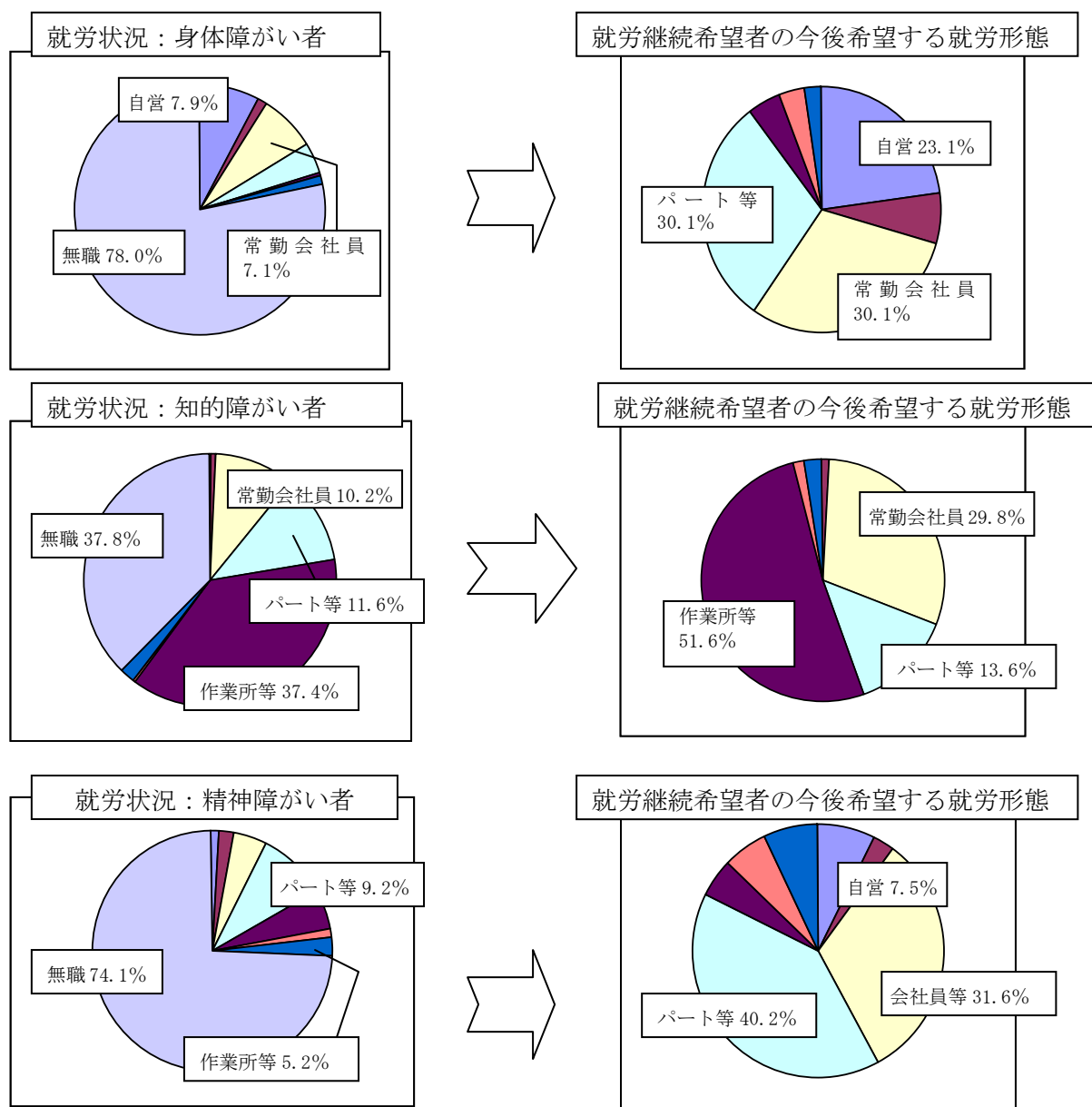
(2) 介助者の状況



- ・ 身体障がい者についての介護者は、親よりも子・配偶者の割合が高く、ヘルパー等の介護サービスも利用している状況がわかる。
- ・ 知的障がい者は、親の介助の割合が高く、配偶者による介助（0.8%）が身体・精神に比べ非常に低い割合である。
- ・ 精神障がい者についても母親の割合が高いが、配偶者も一定介護を行っている。
- ・ 児童については、ほとんど親が、特に母親が介助している割合が高くなっている。

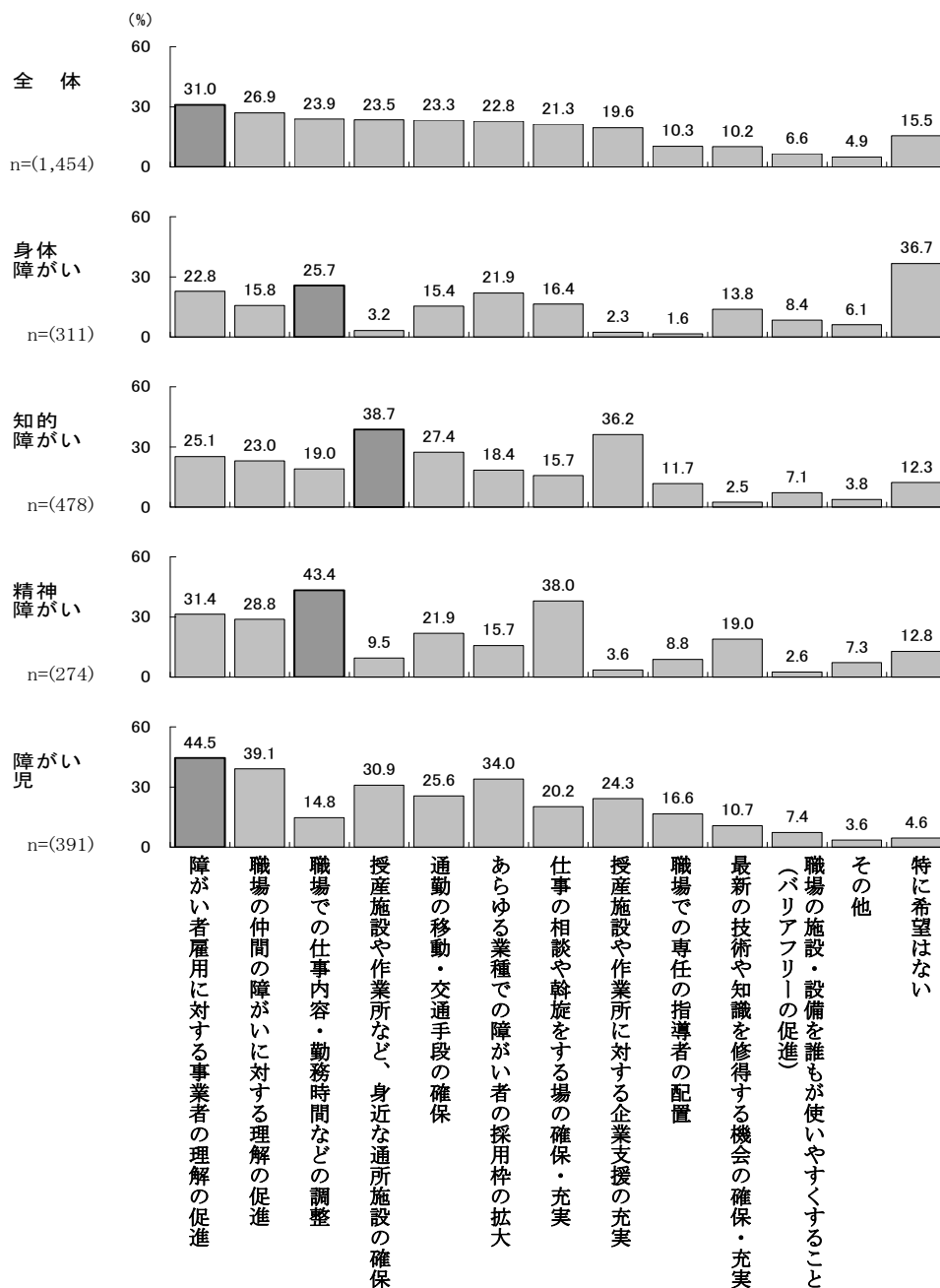
3 就労の状況について

(1) 現在の就労状況と今後希望する就労について



- ・ 身体障がい者は、他の障がいに比べ、自営業を営む方が多いが、今回の調査では、就労していない割合が一番高い。今後希望する形態でも、自営業が多く、常勤の会社員とパート等の割合が同じになっている。
- ・ 知的障がい者は、就労している人の割合が最も高い結果となっているが、授産施設・作業所等の福祉的就労を行っている割合も最も高い。今後希望する形態では、一般就労の希望も高いが、福祉的就労の希望は更に高い割合となっている。
- ・ 精神障がい者は、現在一般就労に就いている割合が最も低いですが、今後の希望として、一般就労を望む割合が最も高くなっている。

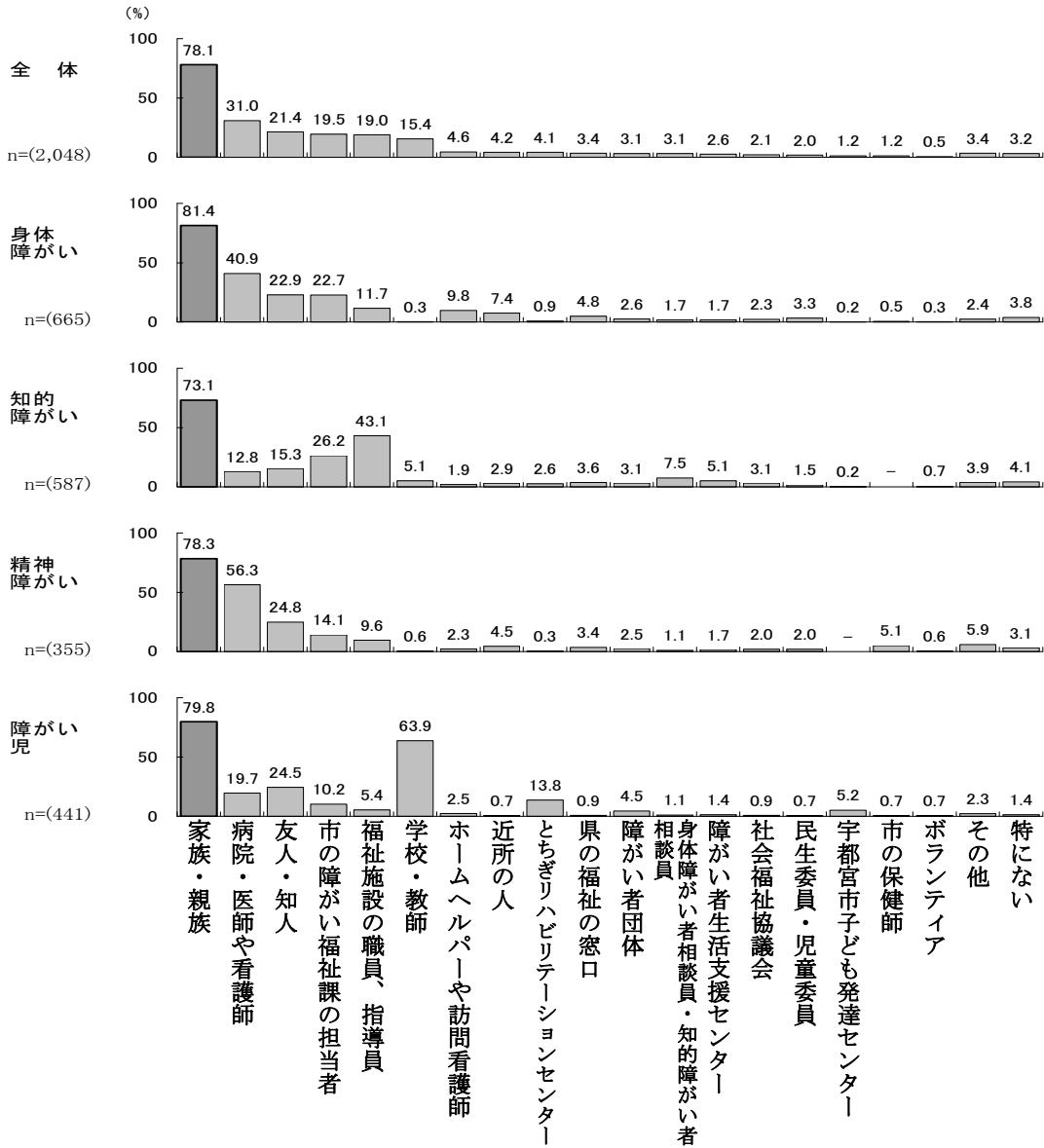
(2) 仕事を継続する上で希望する環境や条件



- ・ 身体障がい者や精神障がい者は、仕事を継続する上で希望する環境・条件として、職場での仕事内容・勤務時間などの調整（25.7%）を望んでいる。
- ・ 知的障がい者は、福祉的就労に就いている方の割合が高い現状から、身近な作業所等通所施設の確保（38.7%）や作業所等に対する企業の支援（36.2%）を望んでいる。
- ・ 精神障がい者は、一般就労への希望が高い現状から、具体的に仕事の相談や斡旋をする場の充実（38.0%）を他の障がいに比べ、高い割合で望んでいる傾向が見られる。

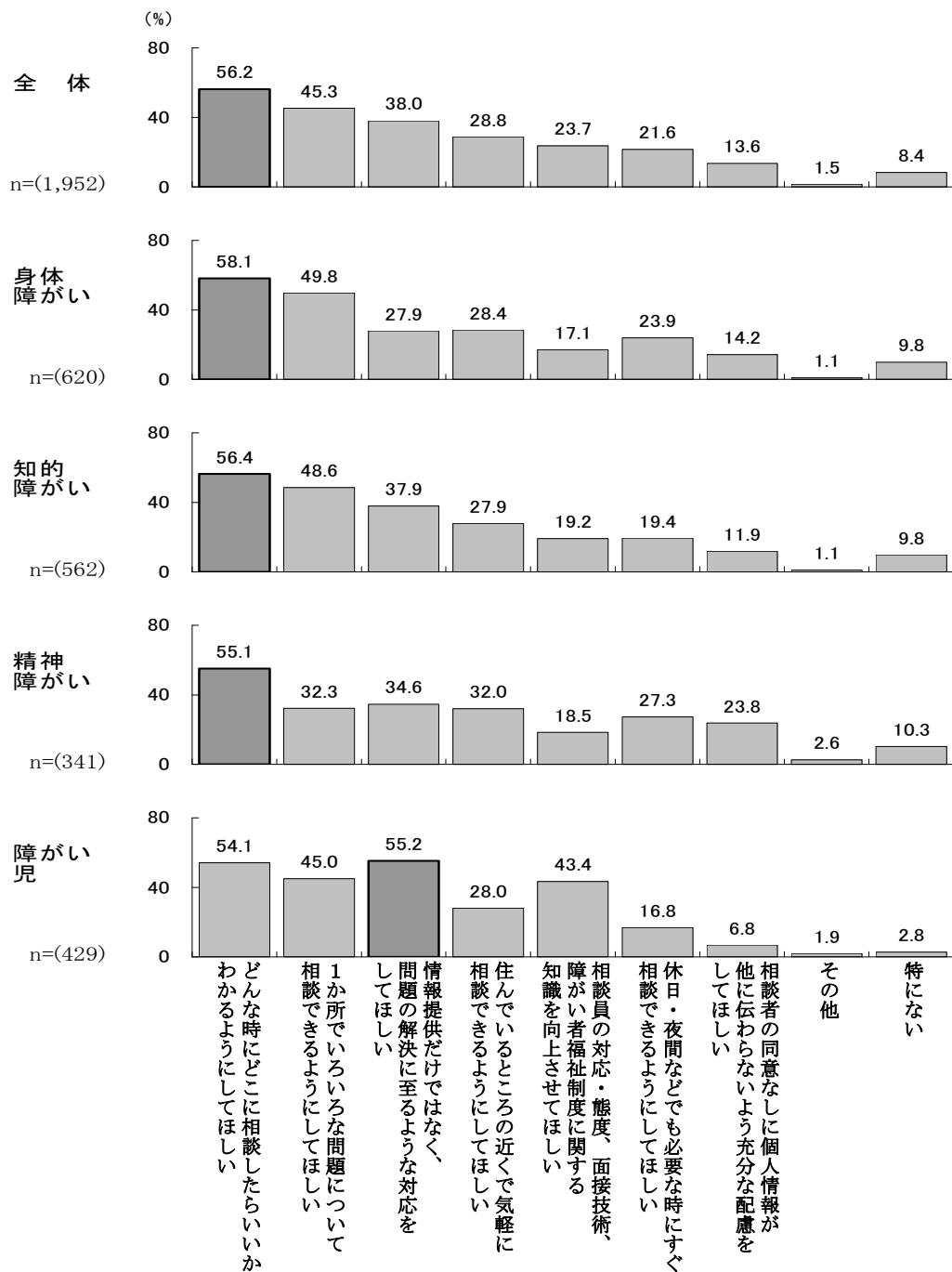
4 相談支援について

(1) 困ったときの相談先の状況について



- ・ 当然のことながら、何か困りごとがあった場合、家族・親族が一番身近で信頼できる相談相手となっている。
- ・ 身体障がい者と精神障がい者については、病院の医師・看護師（40.9%）（56.3%）が相談先として高い割合となっている。
- ・ 知的障がい者は、福祉的就労に就いている方の割合が高い現状から、通っている施設の職員・指導員（43.1%）が家族に次ぐ相談相手となっている。
- ・ 児童については、学校・教師（63.9%）への相談が高い割合を占めている。
- ・ 地域の相談場所としての障がい者生活支援センターへの相談が非常に低い状況となっている。

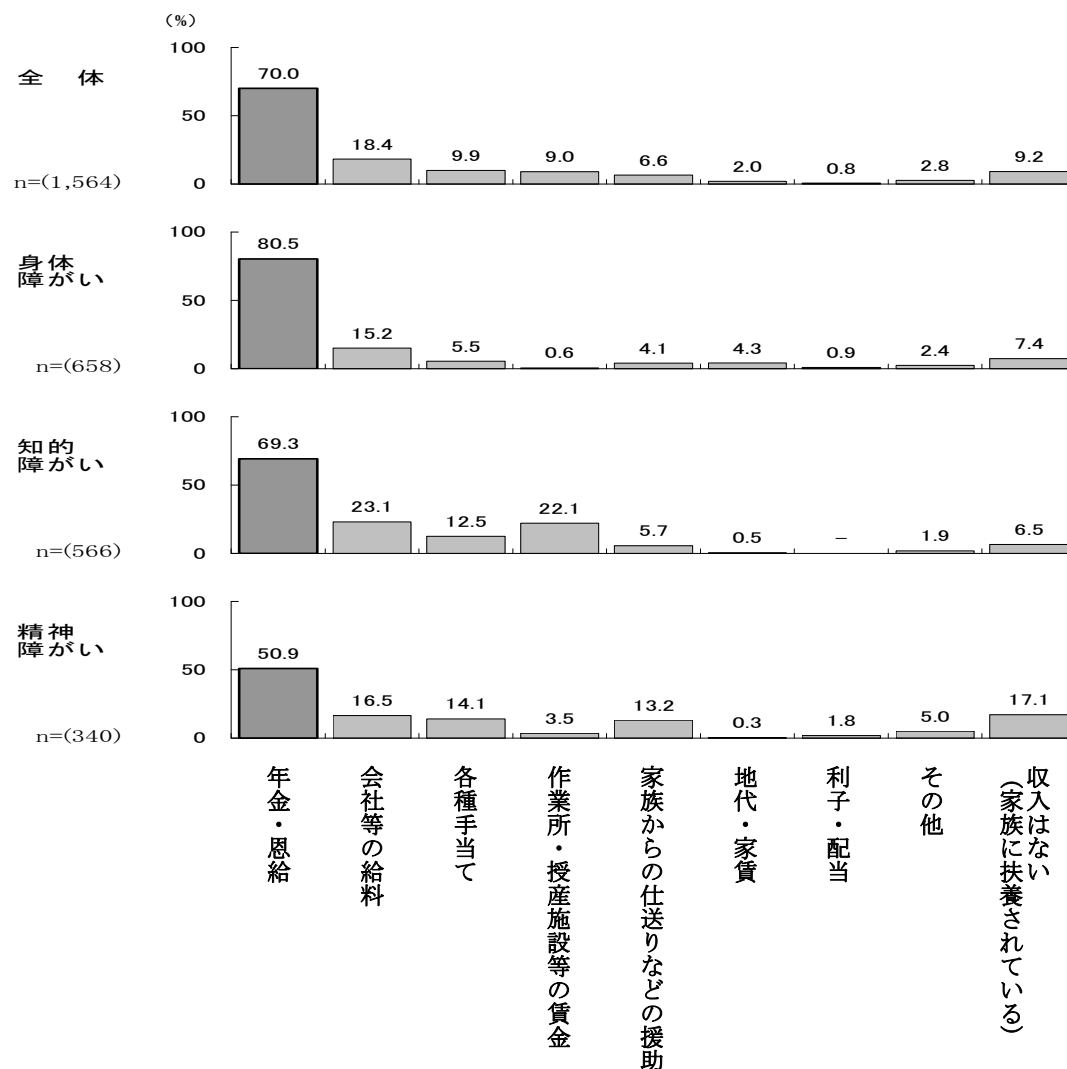
(2) 今後希望する福祉や生活に関する相談機能について



- ・ 望む相談機能については、障がい種別ごとの明らかな違いは見られない。
- ・ 多様な相談機関が存在しているものの、どこに相談したらよいかわかるようにしてほしい、1か所でいろいろな問題が相談できるようにしてほしいとの希望が、どの障がいにおいても高い割合となっている。
- ・ また、情報提供だけではなく、問題解決への対応を身近なところで相談したいと望んでいる。

5 収入について

(1) 主な生計の収入源について



- ・ 身体障がい者は、主な収入源として年金等（80.5%）の割合が高い。
- ・ 知的障がい者は、年金等に加え、会社等の給料（23.1%）と作業所での工賃収入（22.1%）が主な収入源となっている。
- ・ 精神障がい者は、年金・手当等の割合も高いが、家族の援助（13.2%）や、収入がない（17.1%）割合が他の障がいよりも高くなっている。

(2) 1ヶ月の平均収入

単位：パーセント

	満0円 5千円未 満	5万円未 満以上	10万円未 満以上	30万円未 満以上	50万円未 満以上	100万円未 満以上	200万円未 満以上	300万円未 満以上	500万円未 満以上	1000万円未 満以上
全体	9.3	2.1	3.9	5.9	42.7	14.5	9.4	5.9	2.2	4.2
身体障がい	4.7	1.3	4.1	6.2	25.5	19.5	14.6	11.6	4.7	7.7
知的障がい	7.4	2.8	2.9	2.6	63.9	11.6	7.0	0.6	0.4	0.9
精神障がい	21.5	2.5	5.1	10.8	39.2	9.8	3.5	3.8	0.6	3.2

- ・ 障がい者年金を受けている場合は、月額が5万円～10万円の層に入っている。そのため、当該層がいずれの障がいにおいても最も高い割合となっている。
- ・ 身体障がい者については、10万円以上の収入を得ている方が多く、30万円以上の月額収入を得ている割合も他の障がいに比べ高くなっている。
- ・ 精神障がい者については、5千円未満の層が、年金の層に次ぐ高い割合となっている。

6 福祉に関する制度・機関の認知状況・利用状況

(1) 成年後見制度

	知っている	知らない
全体	37.1%	62.9%
身体障がい者	36.6%	63.4%
知的障がい者	42.7%	57.3%
精神障がい者	30.9%	69.1%
児童	35.5%	64.5%

- ・ 制度を知らない割合が過半数を超えており、まだまだ認知度が低い状況である。

(2) 宇都宮市子ども発達センター

	利用したことがある	知っているが、利用したことはない	知らない
児童	23.6%	55.8%	20.6%

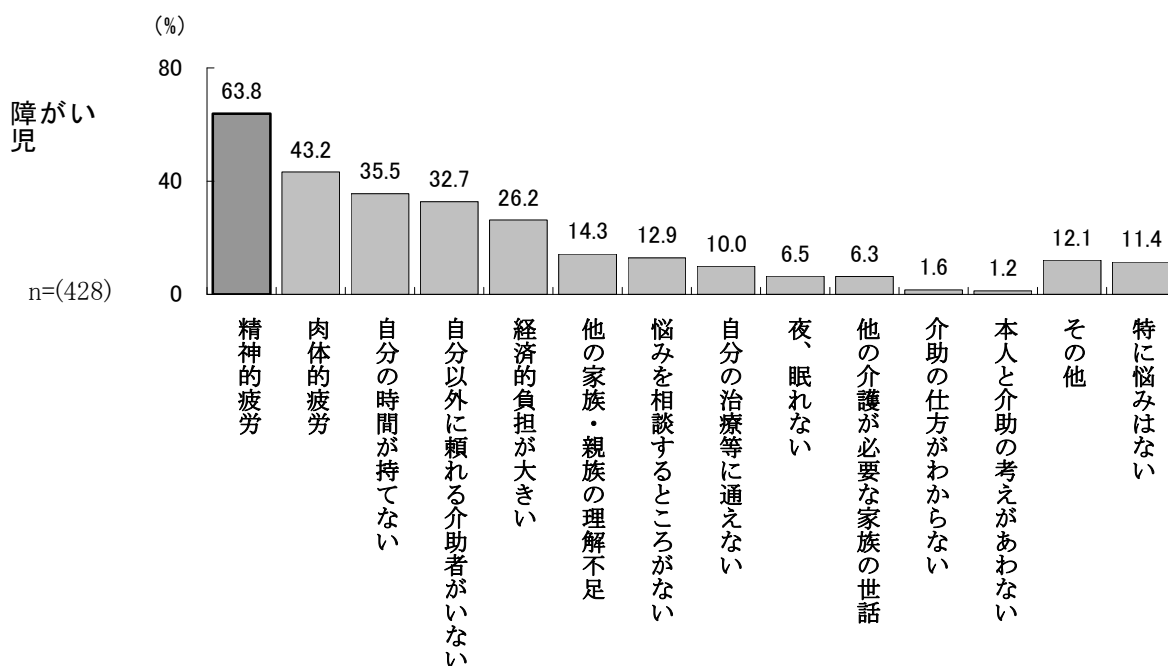
- ・ 平成19年4月にオープンしたばかりのセンターであるが、知っている割合は8割近くであり、認知度は高くなっている。

(3) 障がい者生活支援センター

	利用したことがある	知ってはいるが、利用したことはない	名前は知っているが、どこか知らない	まったく知らない
全体	3.0%	22.0%	26.0%	49.0%
身体障がい者	2.6%	22.3%	27.3%	47.8%
知的障がい者	3.7%	30.6%	21.6%	44.0%
精神障がい者	3.6%	15.4%	25.3%	55.7%
児童	2.1%	16.2%	30.2%	51.5%

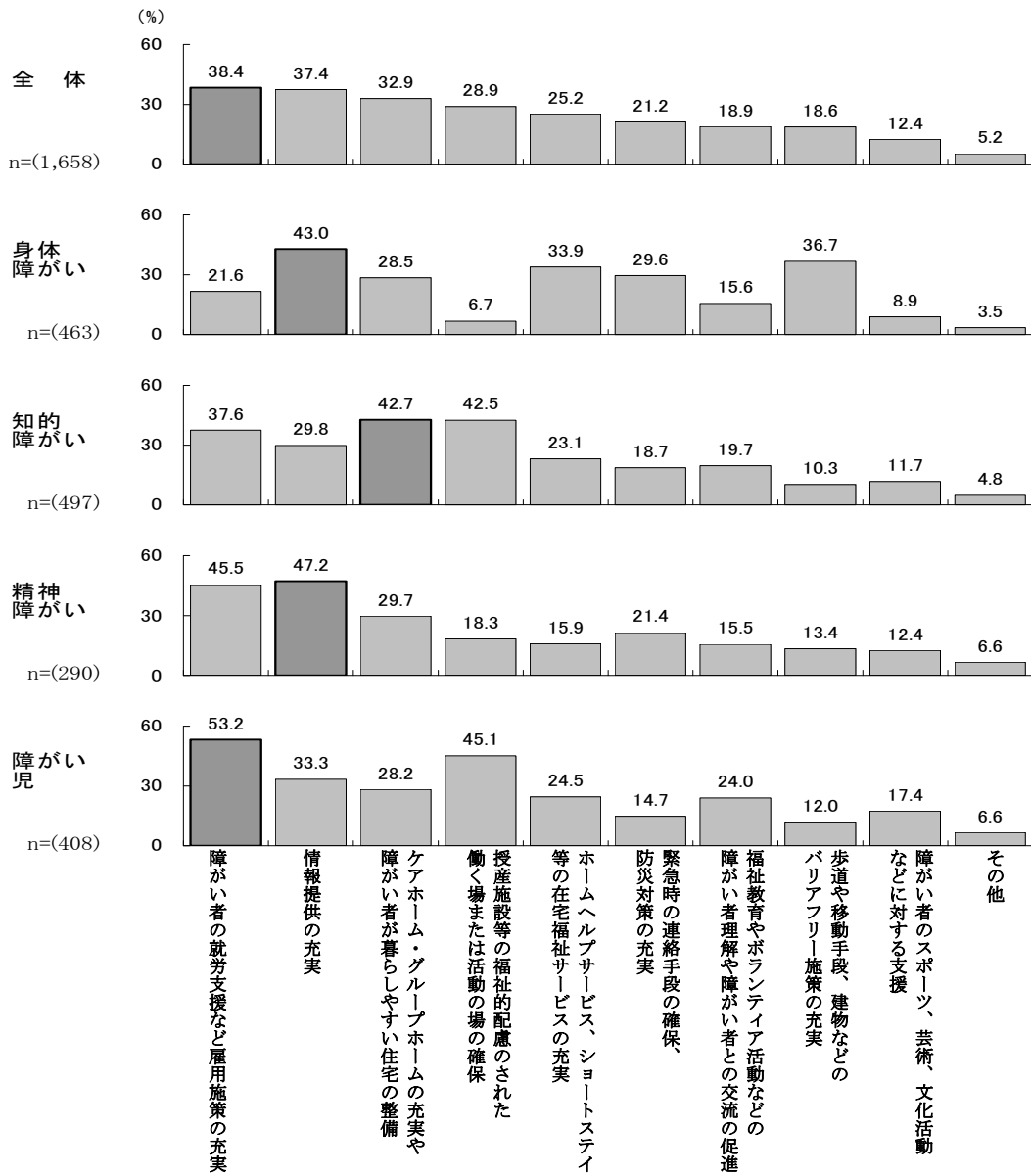
- ・ 地域の相談支援機関として、設置してから約5年が経っているが、まったく知らない割合が半分近くになっており、センターの役割について認知度を高めていくことが必要である。

7 障がいのある児童の保護者が子どもを介助する上での悩み



- ・ 肉体的・精神的疲労が大きく、自分の時間を持ってないなど、介助者の負担が大きい状況となっている。

8 障がい者福祉施策に対し望むこと、取り組んでほしいこと



- ・ 身体障がい者については、他の障がいに比べ、ホームヘルプ等の在宅サービス（33.9%）やバリアフリー施策（36.7%）、防災対策（29.6%）などの充実を望む割合が高くなっている。また、情報提供の充実（43.0%）を望む割合も高くなっている。
- ・ 知的障がい者については、グループホーム等の整備（42.7%）や福祉的就労の場・日中活動の場の整備（42.5%）を望む割合が高くなっている。
- ・ 精神障がい者については、他の障がいに比べ、就労支援（45.5%）や情報提供の充実（47.2%）を望む割合が高くなっている。
- ・ 児童については、福祉的就労の場・日中活動の場の整備（45.1%）や就労支援の充実（53.2%）を望む割合が高くなっている。

2. 策定体制

宇都宮市障害者計画策定委員会設置要綱※

(設置)

第1条 宇都宮市障害者計画及び宇都宮市障害福祉計画を策定するため、宇都宮市障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定
- (2) その他障害者計画及び障害福祉計画において必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には保健福祉部次長、副委員長には子ども部次長をもって充てる。
- 3 委員には別表1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代理する。
- 6 委員長は、必要に応じ、別表1に掲げる者以外の者を臨時委員に充てることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 別表1に掲げる者のうち、下線の付されている者については、審議内容に応じて出席を求めるものとする。
- 3 委員会は、必要があると認めるときには、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(策定作業部会)

第5条 第2条に規定する所掌事務についての調査研究及び連絡調整を行うため、委員会に策定作業部会を置く。

- 2 策定作業部会は部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長には障害福祉課長補佐を、副部会長には子ども発達センター副所長をもって充てる。

- 4 部会員は別表2に掲げる課・室の職員のうち、該当課・室長が指名する者をもって組織する。
- 5 部会長及び副部会長の職務，並びに作業部会の会議については，第3条第4項，第5項，第4条第1項及び第3項を準用する。
- 6 別表2に掲げる課・室長が指名する者のうち，下線の付されている課・室長が指名する者の招集については，第4条第2項を準用する。

(庶務)

第6条 委員会に及び作業部会に関する庶務は，障害福祉課及び子ども発達センターにおいて処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営について必要な事項は，部会長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成20年4月1日から施行する。

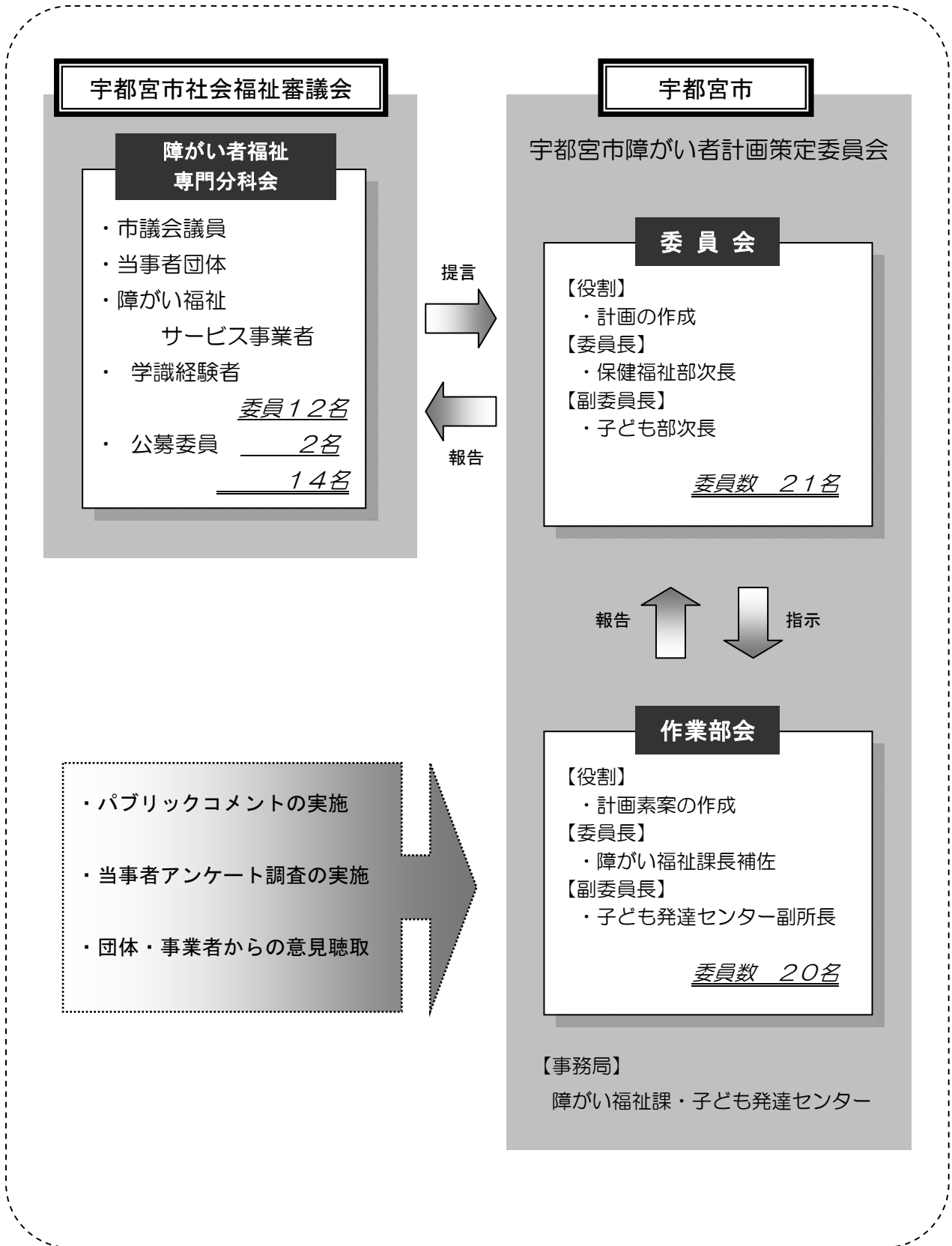
別表1 (第3条関係)

財政課長，政策審議室長，交通政策課長，広報広聴課長，みんなでまちづくり課長，保健福祉総務課長，保健福祉総務課総務担当主幹，高齢福祉課長，障害福祉課長，子ども発達センター所長，子ども家庭課，保育課長，健康増進課長，保健予防課長，商工振興課長，道路維持課長，住宅課長，公園緑地課長，学校管理課長，生涯学習課長，教育センター所長

別表2 (第5条関係)

財政課，政策審議室，交通政策課，広報広聴課，みんなでまちづくり課，保健福祉総務課，高齢福祉課，障害福祉課，子ども発達センター，子ども家庭課，保育課，健康増進課，保健予防課，商工振興課，道路維持課，住宅課，公園緑地課，学校管理課，生涯学習課，教育センター

※当該要綱につきましては法令等文書であることから，「障害」と表記しております。



3. 社会福祉審議会

(1) 宇都宮市社会福祉審議会（全体会）委員

(平成21年2月現在)

		団体名等	氏名	備考	
市議会議員	1	宇都宮市議会議員	福田 智恵		
	2	宇都宮市議会議員	木村 由美子		
	3	宇都宮市議会議員	舟本 肇		
	4	宇都宮市議会議員	岡本 芳明		
社会福祉事業従事者	5	宇都宮市母子寡婦福祉連合会会長	安納 ミヤ子		
	6	宇都宮市民生委員児童委員協議会副会長	梅園 杏子		
	7	宇都宮市民生委員児童委員協議会会長	江連 晴夫		
	8	栃木県老人福祉施設協議会副会長	大山 知子		
	9	宇都宮市知的障害者育成会理事長	加藤 佳子		
	10	宇都宮地区精神障害者援護会会長	亀山 武昭		
	11	宇都宮市障害者居宅介護事業者連絡協議会会長	唐木 伎江	～20年10月	
	12	宇都宮市居宅介護事業者連絡協議会会長	近藤 貴子		
	13	宇都宮介護者の会会長	三條 安子		
	14	県東・央圏域障害者就業・生活支援センター センター長	白井 郁子		
	15	宇都宮市社会福祉協議会会長	高梨 眞佐岐	職務代理者	
	16	宇都宮市民間保育園園長会副会長	直井 克仁		
	17	宇都宮地区障害児者福祉推進協議会会長	直井 修一		
	18	宇都宮市老人クラブ連合会会長	野澤 正明		
	19	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会会長	浜野 修		
	20	栃木県中央児童相談所参事兼所長	牧 恒男		
	21	宇都宮市障害者福祉会連合会会長	麦倉 仁巳		
	学識経験者	22	下野新聞社総務局長	飯島 一彦	
		23	宇都宮大学教育学部教授	池本 喜代正	
24		宇都宮地区幼稚園連合会会長	石嶋 勇		
25		宇都宮市子どもの家連合会会長	今井 恭男		
26		獨協医科大学名誉教授	大森 健一	委員長	
27		宇都宮市小学校長会	大谷 仁		
28		宇都宮市医師会副会長	大和田 恒夫		
29		宇都宮市青少年育成市民会議会長	鎌倉 三郎		
30		宇都宮市歯科医師会専務理事	菊地 善郎		
31		栃木労働局雇用均等室室長	絹谷 よし子		
32		栃木県看護協会会長	鯉淵 タツノ		
33		国際医療福祉大学医療福祉学部教授	小林 雅彦		
34		宇都宮市歯科医師会会長	小林 豊		
35		宇都宮市医師会理事	佐藤 和子		
36		宇都宮市社会福祉事業苦情解決第三者委員	瀬尾 充男		
37		宇都宮短期大学人間福祉学科教授	千保 喜久夫		
38		宇都宮市女性団体連絡協議会会長	添田 包子		
39		宇都宮市医師会副会長	高橋 邦生		
40		作新学院大学人間文化学部教授	伊達 悦子		
41		宇都宮人権擁護委員協議会会長	塚田 宗雄		
42		宇都宮市自治会連合会副会長	轟時 邦博		
43		宇都宮ボランティア協会会長	松本 カネ子		
44		宇都宮保護区保護司会副会長	森山 公子		

(2) 宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員 (平成21年2月現在)

	団体名等	氏名	備考
議員	宇都宮市議会議員	福田 智恵	
社会福祉	宇都宮市民生委員児童委員協議会副会長	梅園 杏子	
社会福祉	宇都宮市知的障害者育成会理事長	加藤 佳子	
社会福祉	宇都宮地区精神障害者援護会会長	亀山 武昭	
社会福祉	宇都宮市障害者居宅介護事業者連絡協議会会長	唐木 伎江	~20年10月
社会福祉	県東・央圏域障害者就業・生活支援センター センター長	白井 郁子	
社会福祉	宇都宮地区障害児者福祉推進協議会会長	直井 修一	
社会福祉	宇都宮市障害者福社会連合会	麦倉 仁巳	分科会長
学識経験	下野新聞社総務局長	飯島 一彦	
学識経験	宇都宮大学教育学部教授	池本 喜代正	職務代理者
学識経験	宇都宮市医師会副会長	大和田 恒夫	
学識経験	宇都宮市歯科医師会会長	小林 豊	
臨時委員	(公募委員)	薄井 浩子	
臨時委員	(公募委員)	寺内 誠	

(3) 審議経過

日 時	審 議 内 容 等
平成 20 年 7 月	〔平成 20 年度第 1 回市社会福祉審議会〕 (7/14) ・平成 20 年度専門分科会調査審議について (報告) 〔平成 20 年度第 1 回障がい者福祉専門分科会〕 (7/14) ・「第 3 次宇都宮市障がい者福祉プラン」及び「宇都宮市障がい福祉サービス計画 (第 2 期)」の策定について (報告)
平成 20 年 8 月	〔平成 20 年度第 2 回障がい者福祉専門分科会〕 (8/26) ・アンケート調査結果の概要について (報告) ・当事者団体等及び事業者等からの意見聴取結果の概要について (報告) ・第 2 次障がい者福祉プランの現状と課題について ・障がい福祉サービス計画 (第 1 期) の現状について
平成 20 年 11 月	〔平成 20 年度第 3 回障がい者福祉専門分科会〕 (11/25) ・第 3 次宇都宮市障がい者福祉プランの体系について ・第 3 次宇都宮市障がい者福祉プランの重点事業について ・第 2 期宇都宮市障がい福祉サービス計画の策定方針及び介護給付・訓練等給付の見込み量について
平成 21 年 1 月	〔平成 20 年度第 4 回障がい者福祉専門分科会〕 (1/7) ・第 3 次宇都宮市障がい者福祉プランの素案について ・第 2 期宇都宮市障がい福祉サービス計画の素案について
平成 21 年 2 月	〔平成 20 年度第 5 回障がい者福祉専門分科会〕 (2/16) ・パブリックコメントについて (報告) ・提言書について

「第3次宇都宮市障がい者福祉プラン」及び
「第2期宇都宮市障がい福祉サービス計画」
提 言 書

平成21年2月20日
宇都宮市社会福祉審議会

1. 提言にあたって

社会福祉審議会（以下「当審議会」）は、市が障害者基本法に基づく第3次障がい者福祉プラン及び障害者自立支援法に基づく第2期障がい福祉サービス計画を策定するにあたり、総合的かつ専門的な見地から両計画に対し提言するものである。

なお、本提言については、障がい者福祉専門分科会において、平成20年7月14日の第1回会議以降、5回の会議を開催し、様々な議論を重ねてきたところである。

障害者自立支援法の施行からほぼ3年が経ったところであるが、障害者自立支援法に基づく各種の施策はまだ未確定な部分があり、実際のところ毎年度制度の小さな変更がなされている。

さらに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）や発達障害者支援法の施行、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正など障がい者を取り巻く各方面の法整備も進んでいる。

市として、各法の趣旨を踏まえ、的確に対応していくことが必要である一方、国の度重なる制度改正に翻弄されることなく、障がい者のニーズを適切に捉えながら、地域で安心して暮らすことができる社会の実現に向けた施策・事業に取り組んでいくことが必要である。

本審議会は、このような基本的な認識のもとに、この提言をまとめたところである。市においては、新たな「第3次宇都宮市障がい者福祉プラン」及び「第2期宇都宮市障がい福祉サービス計画」を策定するにあたり、この提言の趣旨を十分に反映するとともに、計画推進にあたっては、計画が本市の障がい者施策の基本的な指針になることを念頭において、市民、関係機関及び行政が連携しながら、各種施策・事業を総合的・効果的に推進していくことを期待するものである。

2. 計画について

(1) 障がい者の自立した生活の支援に向けて

① 一般就労への移行促進について

障がい者の一般就労については、これまで国や県が主体となって行ってきたところであるが、より利用者に身近な存在であり、福祉サービスの支給等を通じて利用者の状況を一番把握しやすい位置にある市が、地域特性を踏まえ具体的かつきめ細かな一般就労に向けた支援を行うことについては歓迎すべき動きである。

宇都宮市は、県の障がい保健福祉圏域の県東央圏域に属しており、市内の障がい者は、就労やこれに伴う日常生活、社会生活上の支援については、真岡市に設置されている障がい者就業・生活支援センターを利用している。

しかしながら、実態としては、圏域全体の人口規模が大きいことや、宇都宮市の登録者が増加していることもあり、十分な支援を受けられていない状況にあることから、より手厚い就労への支援がうけられることを目指し、さらに、県が県東央圏域の見直しを進めている中で、本市が独立した圏域となることも視野に入れ、市内で、一般就労に関する相談、各種訓練などが受けられるよう、今後の就労支援施策・事業の展開を検討していくことが重要であると考えます。

さらに、市が一般就労への移行を支援していくためには受け手側の視点にも立った取り組みを検討していくことが必要である。企業で障がい者が働き続けていくためには、企業内にも障がい者の特性を理解した人材が必要であり、企業内でそのような人材が積極的に確保されるよう、関係機関と連携して周知や研修等を行い、企業側の理解を求めるとともに、取り組みの強化を期待する。

また、単に企業の動きを促すだけでなく、就労を達成した後の職場の定着に向けた支援についても、市で取り組める部分があるかどうかを見極めたうえで、必要な取り組みを検討していくことが必要である。

また、全体の施策を検討するにあたっては、国や県の関係機関のみならず、市の労働・経済部門とも連携を図ることが重要であると考えます。

② 福祉的就労について

福祉的就労については、一般就労したくてもできない障がい者がいることや、働く喜びが生きがいにつながっていることもきちんと認識した上で福祉的就労の施策を展開していくことが重要であると考えます。

市では、廃食用油資源化モデル事業の委託や、授産品の創造開発事業に取り組んでおり、障がい者は現在の工賃だけでは自立した生活はできない状況にあり、年金や障がい者福祉手当に工賃を加えて、なんとか生活ができるようにしていくことが望まれ、当面は市が打ち出している工賃倍増事業に積極的に取り組んでいくことが重要であると考えます。そのためにも、今後も授産品の創造開発や販路の拡大などに重点的に取り組んでいくことが必要であると考えます。

③ 移動支援について

障がい者の社会参加を促し、充実した余暇を過ごすためには外出のための支援はなくてはならないものであり、移動支援は自立した生活を送るうえで必要なサービスである。

このような目的に必要なサービスとして移動支援を捉えた際には、量の充実だけでなく、障がい者個人の特性に配慮した介助が可能となるよう、質の向上も求められるところである。

例えば、盲導犬を連れている視覚障がい者の移動支援や、複数の利用者の移動支援など、さまざまな状況に適切に応じられるよう、サービスの向上に向けた取り組みやサービス内容の充実を十分検討していただきたい。

(2) 障がい者の保健・医療・福祉サービスの充実に向けて

① 地域活動支援センターについて

地域活動支援センターについては市町村が柔軟に仕組みをつくることのできることから、介護給付や訓練等給付でまかないきれない福祉ニーズに対応できる施設として、今後とも一層の活用を図ることが重要であると考えます。

そのためには現状の地域活動支援センターのあり方を見直し、多様なニーズに柔軟に対応できるセンターのあり方を検討すべきである。

例えば、居場所としての利用や他の利用者との交流を希望している障がい者については、介護給付や訓練等給付の施設では利用条件に合致しない

が、そのような利用形態が何よりも本人の安定した日常生活に寄与していることもある。

また、現状の地域活動支援センターについては小規模施設がほとんどであり、介護給付や訓練等給付を提供する施設への移行を引き続き支援するとともに、現状の運営費保障を継続するなど、運営安定化策を引き続き実施できるよう検討していくことが必要である。

② 精神障がい者の退院促進について

精神科病院等に長期間入院している精神障がい者のうち退院が可能となる者については、国の指針により目標値を定めて退院を促すこととされているが、日常生活に必要な訓練だけでなく、家族や地域住民の理解の促進、実際の住居の確保、何か問題が発生した際のフォロー体制など、さまざまな条件が整わないと退院後に安定した生活を送ることは困難であると思われる。

いわゆる社会的入院を行っている精神障がい者についても条件を整えば地域で普通に暮らすことが可能であるし、またそれを支援する役割が市にもあると思われるが、市は目標値を達成するために退院促進を行うのではなく、あくまでも本人の希望に寄り添って、必要な時間をかけて地域生活への移行を進めていくことが重要である。

第2期サービス計画期間中についても、そのような視点に基づき拙速に退院促進のみを進めることのないよう留意することが重要である。

③ 障がい者支援施設からの地域生活への移行について

アパートなどで一人暮らしを望む障がい者は多いが、実際には施設から退所し地域で安心した生活を送るためには、食事の提供や相談・見守りなどの日常生活上の一定の支援等が必要であり、地域生活を支える様々な福祉サービスを充実することは当然のことながら、日常生活等の援助・介護を受けながら共同生活を行うグループホーム・ケアホームの整備が今後も順調に進められるよう支援していくことが必要であると考えます。また、一般のアパート等の賃貸住宅への移行についても精神障がい者の退院促進と同様に地域住民の理解、入居時の対応、フォロー体制などについて検討していくことが必要である。

(3) 障がいのある子の療育・教育の充実に向けて

① 子ども発達センターについて

障がいのある子の療育については、第2次障がい者福祉プランの重点事業であった子ども発達センターが開所し、これまで若葉園・かすが園、幼児ことばの相談室、保健所など様々な部署で実施されてきた事業が、1か所で実施されるようになり、障がい児の総合的で一貫性のある療育が展開できる体制が整ったという点で高く評価できるものである。今後も引き続き、質の高い療育が提供できるよう関係機関との連携を図り事業の一層の充実に努めるとともに、障がい児の家族支援などにも取り組んでいくことが必要である。

② 障がいのある子の教育について

障がいのある子については、特別支援学校や特別支援学級で障がい特性に応じた特別な配慮のもとに教育が実施されているところであるが、現在はそういった特別な支援を受けている子だけではなく、通常の学級において学習や集団生活を送ることに課題を有する児童・生徒に対しても、適切に支援していくことが必要である。そのために、個別・小集団での指導ができる環境整備や担当教員等の配置などを行うことが必要と考える。

③ 日中一時支援事業について

本市の日中一時支援事業は、日中支援型、放課後支援型、重症障がい児者医療的ケア支援事業の3事業で実施している。特に、放課後支援型については、特別支援学校の児童が放課後や長期休暇中に活動する場として、さらには家族の一時的な休息など、障がい児の健全育成のために欠かせない事業であり、高い評価に値するものであるといえる。

現在は、これまでの障がい者支援施設等での実施に加え、特別支援学校でも事業が実施されるようになり、実施箇所数や利便性が格段に向上している。しかしながら、障がい児については、中学生になっても放課後等に活動や留守番などをすることが困難な場合が多いという実態に配慮し、対象者の拡充など、今後もサービスの充実に向け取り組んでいくことが必要である。

(4) 障がい者の適切なサービス利用の促進に向けて

① 相談支援について

障がい者相談支援事業については、国の議論を待たずともその重要性については異論の余地がないところであり、より一層の充実を図ることが求められる。

利用者アンケートの結果では相談相手として親族や通所先の施設のスタッフなど身近な人をあげている障がい者の数が非常に多く、障がい者生活支援センターの存在がまだまだ浸透していない状況である。

また、障がい者は複雑な問題を抱えることが多く、専門的知識や経験がないと解決できない課題に適切に対応できるよう、専門的な相談機能の充実も求められているところである。

これらの課題に適切に対応するためには、可能な限り身近なところで様々な相談ができる、利用者に判りやすい相談支援体制の構築を検討していくことが必要である。

また、障がい者福祉以外の相談にもスムーズに対応できるよう、障がい者福祉以外の相談機関も含む、さまざまな相談従事者を密接に連携させる仕組みが必要であり、市町村相談支援事業のほか、障がい者に身近な社会資源である身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の活用、精神障がい者の家族のための相談体制の強化など、重層的なネットワーク型の相談支援体制を作り上げていくことが必要であると考えている。

また、国の制度改正のなかで、サービス利用計画の支給対象の拡大が議論されているところであるが、現在まで市では利用計画の支給実績がないところである。サービス利用計画については、自分ではサービスの利用調整が困難な障がい者等にとって、多様なサービスを組みあわせて日常生活を送るためには必要なものであることから、本市としても、早急に対応していただきたい。

(5) 障がい者の生活環境の整備の推進に向けて

① こころのバリアフリーについて

障がい者が地域の一員として尊重され快適に生活していくためには、福祉的な支援に加え、地域住民の障がい者に対する理解や、必要に応じた見守り・援助が不可欠であり、市民のやさしきや思いやりを育むこころのバリアフリーに取り組んでいくことが重要である。

② 情報バリアフリーについて

必要な時に必要な情報を得ることは日常生活の質を向上するために欠かせないものであり、障がい者向けパソコン教室については、これまでの基礎的な操作に関する講習だけではなく、日常生活の実態に合わせた講習内容となるよう充実を図ることや、一般の印刷物等が読めない視覚障がい者等への配慮、例えば市役所からの郵便物についてはエンボス入り封筒を使用するなど、障がい特性に配慮した情報バリアフリーのさらなる推進を期待する。

(6) サービスの見込量と事業者の確保策について

第2期障がい福祉サービス計画については、これまでの利用実績等に基づき平成23年度までのサービス見込量を試算しているが、供給サイドの問題として事業者の動向も踏まえないと実際のサービス提供に結びつかないおそれがある。経営実態の把握については、国が全体的に行っているところであるが、事業者の確保策がより適切なものとなるよう、市独自の事業者の実態調査が早急に行われるよう要望する。

3 施策の推進について

計画を実効性のあるものとするためには、関連する計画との整合に配慮しながら関係部局と協力連携することが必要不可欠である。達成状況の確認や分析・検討、成果の評価を幅広い視点からの確に実施するために、当審議会への報告などを行いながら、必要に応じて修正や見直しを加えることが望まれる。

さらに、障がい者施策・事業を展開していく上では、行政内部の連携は勿論のこと、地域住民、民生委員・児童委員、宇都宮市障がい者自立支援協議会、関係団体、ボランティアなど関係機関や地域の様々な社会資源との連携を図ることが不可欠であり、当事者だけでなく、市民一人ひとりの問題として認識を深める必要があることから、わかりやすい表現や内容で計画を公表することが重要である。

私たちの住む社会は、今、高齢化や少子化などが進み、
思いやりの心や人と人とのふれあいが、
ますます大切になってきています。

宇都宮市は、これからの新しい時代に向けて、
「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指し、
ここに『福祉都市』を宣言します。

福祉都市宣言

宇都宮市は


赤ちゃんからお年寄り

ハンディキャップを

持った人々など

すべての市民が

発行者

 宇都宮市

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp>

編集

○宇都宮市保健福祉部障がい福祉課

電話：028(632)2353 ファックス：028(636)0398

E-mail:u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp

○宇都宮市子ども部子ども発達センター

電話：028(647)4720 ファックス：028(647)4715

E-mail:u19040500@city.utsunomiya.tochigi.jp